

第5次亀岡市総合計画  
基本計画（素案）

令和2年8月  
亀 岡 市

# 目 次

---

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり ..... | 4  |
| 第1節 | 人権尊重・平和                  |    |
| 第2節 | 男女共同参画                   |    |
| 第3節 | コミュニティ・市民協働・移住定住         |    |
| 第4節 | 国際交流・多文化共生               |    |
| 第2章 | 安全で安心して暮らせるまちづくり .....   | 12 |
| 第1節 | セーフコミュニティ                |    |
| 第2節 | 防災・消防・危機管理               |    |
| 第3節 | 交通安全・防犯                  |    |
| 第4節 | 市民生活                     |    |
| 第3章 | 子育て・福祉・健康のまちづくり .....    | 19 |
| 第1節 | 子育て支援                    |    |
| 第2節 | 高齢者福祉                    |    |
| 第3節 | 障がい福祉                    |    |
| 第4節 | 地域福祉                     |    |
| 第5節 | 健康づくり・医療・感染症対策           |    |
| 第4章 | 豊かな学びと文化を育むまちづくり .....   | 31 |
| 第1節 | 学校教育・就学前教育               |    |
| 第2節 | 生涯学習・社会教育                |    |
| 第3節 | スポーツ                     |    |
| 第4節 | 文化芸術・歴史文化                |    |
| 第5章 | 地球にやさしい環境先進都市づくり .....   | 42 |
| 第1節 | 地球環境・省エネルギー              |    |
| 第2節 | 資源循環・廃棄物処理               |    |
| 第3節 | 自然環境                     |    |
| 第4節 | 公園・緑地                    |    |
| 第6章 | 活力あるにぎわいのまちづくり .....     | 50 |
| 第1節 | 商業                       |    |
| 第2節 | 工業                       |    |
| 第3節 | 観光                       |    |
| 第4節 | 農業                       |    |
| 第5節 | 林業                       |    |
| 第6節 | 労働                       |    |

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| 第7章 | 快適な生活を支えるまちづくり ..... | 63 |
| 第1節 | 道路                   |    |
| 第2節 | 公共交通                 |    |
| 第3節 | 河川                   |    |
| 第4節 | 水道・下水道               |    |
| 第5節 | 都市計画・都市整備・住環境        |    |
| 第6節 | 火葬場                  |    |
| 第7節 | 情報・通信                |    |
| 第8章 | 効率的で持続可能な行財政運営.....  | 76 |
| 第1節 | 行政運営                 |    |
| 第2節 | 財政運営                 |    |
| 第3節 | 広域連携                 |    |

# 施策分野別基本計画

## 第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

### 第1節 人権尊重・平和

#### 【現状と取り組むべき課題】

- ・本市は生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」及び亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」に基づく人権尊重のまちづくりを基礎としています。
- ・平成28（2016）年に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権三法を踏まえ、市民一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深め、「差別をしない・させない」実践力を培うことが必要です。
- ・各文化センター・児童館は、市民に開かれた人権に関わる活動・交流拠点としての役割を果たしてきましたが、より広い範囲の市民の利用促進による活動の活性化が必要です。
- ・世界恒久平和の実現に向けて、「平和祈念式典」などの平和事業や市民主体の平和活動を促進し、市民に平和への想いを発信していくことが必要です。

#### 【施策の方向性】

豊かな人権感覚を育み、差別のない人権尊重のまちづくりを推進するため、人権三法を遵守し、人権教育・啓発の推進と相談体制などの充実、法律制定の要請に努めるとともに、市民や企業、地域団体などの主体的な取り組みを促し、支援します。また、各文化センター・児童館の利用促進や人権研修への参加を呼びかけ、人権意識向上を促進します。また、「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、啓発及び学習機会の提供により、世界恒久平和への想いを発信し、市民の平和意識向上を推進します。

- 1 人権の保障
- 2 人権教育の推進
- 3 平和活動の推進

#### 【具体的施策】

##### 1 人権の保障

###### 人権啓発活動の充実

取組主体：行政

インターネットなど新しい情報発信手段を有効活用しながら、人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の周知などを行うとともに、人権啓発活動やイベントなどの充実により、人権を尊重する意識の啓発を図ります。

###### 市民活動の支援

取組主体：協働

人権啓発活動に取り組む市民組織の主体的な活動を支援します。

###### 地域における人権・コミュニティ活動の推進

取組主体：協働

文化センター・児童館を「人権を守り育むコミュニティ拠点」と位置づけ、事業・人員などを集約するとともに、各地域の実情に応じた市民参画による取り組みを推進します。

## **人権侵害の救済と擁護の推進**

取組主体：**協働**

部落差別をはじめ、いじめや虐待、SNSによる誹謗中傷など、人権侵害事案の救済制度について、市民団体や他の自治体、各関係機関との連携により、国に対し、実効性のある法律の制定を要請します。

## **2 人権教育の推進**

### **学習機会の充実**

取組主体：**行政**

人権に関する学習機会や情報の提供、講師の派遣など、市民が人権について学ぶ学習機会の充実を図ります。

## **3 平和活動の推進**

### **平和意識の啓発**

取組主体：**協働**

平和の大切さを訴える催し物やその広報を通じて、平和意識の向上を図ります。

## 第2節 男女共同参画

---

### 【現状と取り組むべき課題】

---

- ・男女共同参画に向けた意識改革のため、市民と協働で啓発事業に取り組み、LGBTQなど性的マイノリティへの理解も含め、ジェンダーに敏感な視点に立った意識の浸透と高揚を推進する必要があります。
- ・男女の役割分担の固定観念について意識改革の成果がみられますが、男女の地位の平等についてはまだ意識差が見られ、解消のための取り組みが必要です。
- ・配偶者などへの暴力の根絶に向け、各相談機関との連携を強化し、相談者に寄り添った支援を推進していますが、相談しない被害者も多いことから、被害者が相談しやすい環境をつくる必要があります。
- ・市内の企業や団体に対して、働きやすい環境を整えられるよう「イクボス」や「女性活躍推進」の取組みを発信する必要があります。

### 【施策の方向性】

---

一人ひとりが、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を推進します。また、被害者支援につながりやすい環境づくりと「加害者にならない」という視点を踏まえた暴力根絶への意識づくりを推進します。また、ワーク・ライフ・バランス実現のため、女性も男性も意欲を持って働き続けられる職場づくりを推進します。

- 1 男女共同参画の意識づくり
- 2 性的マイノリティへの支援と理解の促進
- 3 あらゆる暴力の根絶
- 4 働きやすい職場環境づくり

### 【具体的施策】

#### 1 男女共同参画の意識づくり

##### 男女共同参画の意識啓発

取組主体：行政

市民の固定的な性別役割分担意識の変革を促すため、男女共同参画社会づくりの意識啓発を推進します。

#### 2 性的マイノリティへの支援と理解の促進

##### 性的マイノリティに関する意識啓発

取組主体：行政

性的マイノリティを取り巻く人権課題について十分に認識し、性の多様性を理解・尊重できるように市民の理解と配慮を促します。

#### 3 あらゆる暴力の根絶

##### 暴力根絶に向けた環境整備

取組主体：行政

誰もが安心して相談できる相談窓口の充実及び相談者本人・周囲・関係機関への認知度の向上など、暴力根絶に向けた環境づくりを推進します。

## ハラスメントの防止

取組主体：行政

セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ジェンダー・ハラスメントなどの行為は人権侵害であるという認識を周知・啓発し、ハラスメントの防止を推進します。

## 4 働きやすい職場環境づくり

### 「イクボス」に関する啓発活動

取組主体：行政

「イクボス宣言」に基づき、女性も男性も意欲を持って働き続けられる職場環境を目指し、市管理職の意識改革や、市内企業・事業所への啓発と情報提供を推進します。また、企業などを対象とした男女共同参画や女性活躍推進に関する「イクボス講座」の開催など学習機会を提供し、多様な人材が活躍でき、それぞれの希望に応じた働き方、学び方、生き方が選べる職場づくりや男性の育児休業取得率の向上の取り組みを推進します。

### 「女性活躍推進」に関する啓発活動

取組主体：行政

市内企業・団体などに対し、男女共同参画や女性活躍推進に関する「エンパワーメントセミナー」を開催するなど、学習機会の提供を推進します。

## 第3節 コミュニティ・市民協働・移住・定住

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・地域のつながりの希薄化や地域力の衰退が懸念される中、自治会をはじめとするコミュニティの支援に取り組んでいますが、今後も効果的で誰もが参加しやすいコミュニティ維持するとともに、さらなる各自治会間及び自治会と行政との連携を強化することが必要です。
- ・生活圏を超えた市民協働の取り組みに対しては、相談・各種講座や市民団体主体の資金支援の仕組みづくりを通じて人材・団体を育成してきました。しかし、参加者の固定化などが進んでおり、新たな担い手の掘り起こしや協働を生み出すきっかけづくりが必要です。
- ・人口減少や少子高齢化が進む集落地において、空き地・空き家の活用や住民主体のまちづくりなど、地域活力の維持・活性化につながる取り組みを促進する必要があります。
- ・移住者相談体制の充実や移住セミナーによる情報発信に組み込み、相談窓口を通じた転入者を増やしていますが、転出ペースはそれを上回っており、移住者と地域のミスマッチを防ぐ受入環境や相談の仕組みの充実、職住支援など、生活の安定によるさらなる移住者獲得と定住促進をしていく必要があります。

### 【施策の方向性】

住民一人ひとりが自発的に参加したいと思えるコミュニティを育成・支援し、必要性を周知するとともに、地域課題に連携・協働で取り組むことができる体制づくりを支援します。

市民や団体・事業者が主体的にまちづくりや地域課題について考え、解決に向けて協調し、互いに応援し合う仕組みの充実を図ります。また、相談体制の充実や魅力ある「住み方、暮らし方」の創出と積極的・継続的な発信、住民の取り組み支援により移住者・定住者の増加に取り組むとともに、京都府などと連携して移住・定住で懸案となる職・住などの支援を推進し、本市が幅広い層に「選ばれるまち」となるための各種施策を実施します。

- 1 コミュニティ活動の推進
- 2 コミュニティ組織の連携の強化
- 3 市民協働活動の促進
- 4 移住者受入体制の充実
- 5 移住・定住支援の強化

### 【具体的施策】

#### 1 コミュニティ活動の推進

##### 地域住民へのコミュニティ活動の周知

取組主体：**市民**

コミュニティ組織によるPR活動の支援など、地域住民に対するコミュニティ活動への理解と周知を図ります。

##### コミュニティ組織の育成

取組主体：**協働**

先進地視察や研修・研究活動により、コミュニティ活動の活性化を促進します。



## **コミュニティ活動拠点施設の整備への支援**

取組主体：**協働**

自治会・区が行う集会所や住民の生活を支援する施設などのコミュニティ活動拠点施設の整備に対して支援します。

## **2 コミュニティ組織の連携の強化**

### **コミュニティの相互連携の促進**

取組主体：**協働**

コミュニティ組織間の協力や先進事例に関する情報交流など、複数のコミュニティ組織による相互連携を促進します。

### **コミュニティ組織と行政の連携推進**

取組主体：**協働**

コミュニティ推進委員制度などを活用し、各自治会、各種団体など、コミュニティ活動の母体となる住民組織と行政との連携を推進します。

## **3 市民協働活動の促進**

### **市民の理解と支援の促進**

取組主体：**協働**

広報の強化などにより、市民・事業所の市民協働及び市内の活動組織への理解と関心を高めるとともに、寄付行動を促進します。

### **市民協働活動の支援**

取組主体：**協働**

先進事例の紹介や相談機能の充実、財政的な支援、活動団体間の交流機会の創出などにより、市民協働の取り組みを支援します。

### **協働による地域課題の掘り起こし**

取組主体：**協働**

まちづくりの第一歩として、市民活動団体や事業者、まちづくり活動への参加未経験者などが参加し、暮らしの中で感じる気づきなどについて話し合い、共有する場づくりにより、地域課題の掘り起こしを推進します。

### **団体間の相互理解促進と連携**

取組主体：**協働**

コミュニティ組織や活動団体、企業の活動などを紹介するなど、各種団体が互いを知ることのできる機会を設けることで、それぞれの役割の理解及び連携の促進を図ります。

## **4 移住者受入体制の充実**

### **移住相談・情報発信の強化**

取組主体：**行政**

移住希望者への相談・現地案内の充実や移住関連イベントなどにおける継続的な情報発信など、移住相談・広報の強化を図ります。

### **地域受入体制の強化**

取組主体：**協働**

移住促進特別区域を中心に、希望者に対する案内の充実など、地域の自主的な移住受入体制強化への取り組みを支援します。

### **集落における活力・コミュニティの維持・活性化**

取組主体：**協働**

市街化調整区域の集落地への住宅の立地を許容するなど、開発許可制度の適切な運用により、地域活力や地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

### **移住・定住お試し機会の充実**

取組主体：**協働**

「離れ」にのうみや空き家の活用によるお試し居住の強化など、移住検討者及び潜在的移住候補者への移住・定住の試行機会について、指定管理者や事業者との連携による充実を図ります。

## **5 移住・定住支援の強化**

### **移住者の生活安定の支援**

取組主体：**協働**

ＵＩＪターンや育児しやすい地域へ移住するＣターンなど移住者の、空き家を中心とする住宅への入居や就職・起業など、移住生活のスタート及び安定的な継続を支援します。

### **移住における安心の支援**

取組主体：**協働**

ＳＮＳなどにより先輩移住者の暮らし方や先輩移住者が実施するイベントに関する情報を提供し、移住者の暮らしに対する安心感を育みます。

### **テレワーク環境充実への支援**

取組主体：**協働**

在宅勤務などのテレワークでの就労などの増加に対応し、コワーキングスペースやサテライトオフィス開設などの取り組みを支援します。

## 第4節 国際交流・多文化共生

---

### 【現状と取り組むべき課題】

---

- ・市内中学生の海外派遣や「京都先端科学大学」の留学生との交流など、異文化を体験・体感する機会を設けることで、未来を担う世代の国際意識向上につなげるとともに、姉妹都市へ市民訪問団を派遣し、日本文化を紹介する機会をつくるなど、市民間での国際交流を促進しています。今後もより多くの市民が国際交流事業に参加できる機会を作るとともに、海外派遣などを一過性のプログラムに終らせることなく、継続的な取り組みにつなげる必要があります。
- ・外国人向けの情報発信として、ニュースレターやホームページ上で英語及びやさしい日本語を用いることで、在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進していますが、市内在住外国人が増加する中、困りごとや課題を把握し、状況に応じて情報を提供、支援することが必要です。

### 【施策の方向性】

---

都市間の連携や国際意識をより深めていくため、多くの市民が参加できる交流事業を市民と協働して推進していきます。また、在住外国人に対する生活のサポートを充実させます。

#### 1 国際交流の推進

#### 2 在住外国人にも過ごしやすいまちづくり

### 【具体的施策】

#### 1 国際交流の推進

##### 姉妹都市や友好交流都市との交流の推進

取組主体：**協働**

訪問団の派遣や招致、市民団体による交流など、公民の連携による姉妹都市や友好交流都市との交流を推進します。また、教育プログラムや留学生との交流事業の継続的な実施など、異文化の体験・体感を通じて国際感覚を養う機会づくりを充実させます。

#### 2 在住外国人にも過ごしやすいまちづくり

##### 在住外国人への情報提供・相談体制の充実

取組主体：**協働**

英語及びやさしい日本語による生活情報の発信や、日本語学習の機会の提供を促進するほか、在住外国人の支援を担う拠点として、相談窓口の開設や言語サポーターの登録を行うサポートセンターを設置し、困りごとに応じた相談支援体制の充実を図ります。

##### 外国人児童生徒への学習支援の推進

取組主体：**行政**

外国人児童生徒教育支援員を配置するなど、外国人児童生徒の支援体制を整備します。

# 第1節 セーフコミュニティ

---

### 【現状と取り組むべき課題】

---

- ・市民協働により、セーフコミュニティの理念に基づく外傷予防などの取り組みを進め、平成 30（2018）年には再々認証を取得したことで、セーフコミュニティ及び、本市が安全・安心なまちづくりに積極的に取り組んでいるまちであることの市民認知度は上昇していますが、今後、市民協働による取り組みを促進するため、さらなる周知が必要です。
- ・安全に対する知識や技能、行動力を身につけ、子ども自らが身を守る力を育成する国際・セーフスクールの取り組みを進めるとともに、「亀岡市セーフコミュニティ推進協議会」を中心に関係機関や市民団体などとのネットワークを強化し、安全向上の取り組みを進めたことで刑法犯認知件数、交通事故負傷者数ともに大きく減少しましたが、市民の体感治安は微増にとどまっており、安全・安心を実感できるまちづくりが必要です。

### 【施策の方向性】

---

日本初のセーフコミュニティ認証都市として、セーフコミュニティの仕組みを活用しながら市民協働により安全・安心を実感できる亀岡市を実現します。

## 1 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

### 【具体的施策】

#### 1 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

##### セーフコミュニティ推進の仕組みづくり

取組主体：協働

「亀岡市セーフコミュニティ推進協議会」を中心に、安全・安心を守るネットワークを強化します。

##### 自ら安全・安心を守る市民の育成

取組主体：協働

市民参加型の取り組みを支援することで、自分事として捉える市民を育成します。

##### 実行性のある予防プログラムの推進

取組主体：協働

外傷発生状況の把握や取り組み効果の測定・分析など、交通安全や防犯などの重点課題に関する実行性ある予防プログラムを推進します。

## 第2節 防災・消防・危機管理

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・激甚化する自然災害や感染症からの被害を軽減するため、市民、関係機関、行政などが「自助・共助・公助」の役割を認識し、連携することが求められています。
- ・自主防災会活動への助成や総合防災訓練、防災講演会などの実施、市民への迅速かつ的確な災害情報の発信手段の確保や、避難所の指定、食料や防災資機材などの備蓄に取り組んできましたが、今後も市民が安心できるさらなる防災体制の充実が必要です。
- ・消防団員の確保をはじめとする消防団活動及び消防力の強化が必要です。
- ・市民への応急救護知識の普及啓発や普段からの健康づくりと感染予防対策、消防・医療機関との連携など、救急医療体制の強化が必要です。
- ・災害時に支援が必要な人に対し、地域における避難支援を円滑に行うための体制を強化・充実していく必要があります。
- ・国民保護事案や新型コロナウイルス等感染症などさまざまな危機事象に備えるため、危機管理体制の充実が必要です。

### 【施策の方向性】

「自助・共助・公助」の連携による「ふるさと防災力」や総合的な防災体制の強化を図ります。また、市民及び地域の主体的な意識と行動を基本とした消防・救急及び避難行動要支援者の支援、危機管理の体制を整備します。

- 1 総合的な防災体制の強化
- 2 消防体制の強化
- 3 救急体制の強化
- 4 避難行動要支援者の支援体制整備
- 5 危機管理体制の充実

### 【具体的施策】

#### 1 総合的な防災体制の強化

##### 自主防災活動の支援と市民意識の高揚

取組主体：協働

助成などにより各町自主防災会の活動を支援します。また、市民が参加・参画する総合防災訓練や防災講演会の充実を図ります。

##### 災害特性の可視化による被害の抑制

取組主体：行政

各町自主防災会などによる「地域版ハザードマップ」「避難行動タイムライン」の作成など、災害特性の見える化による被害の抑制を支援します。

##### 防災計画の充実及び市民との情報共有

取組主体：行政

最新の状況・情報を踏まえて「亀岡市地域防災計画」を修正（見直し）するとともに、亀岡市防災会議などを通じて、市民との連携による防災計画の推進及び各種防災情報の共有を推進します。

### **災害時の応急支援体制の強化**

取組主体：**協働**

民間事業者や公的機関、地方自治体などとの応援・支援協定の締結など、災害時の応急支援体制の強化を図ります。

### **災害情報伝達手段の充実**

取組主体：**行政**

防災行政無線を中心とした様々なメディアの連携など、市民に適切な避難行動を促す、迅速かつ確実な防災情報伝達機能の充実を図ります。

### **安心して避難ができる環境整備**

取組主体：**行政**

避難所開設・運営マニュアルに基づき、避難者ニーズに配慮した避難環境を整えとともに、新型コロナウイルス等感染症拡大防止策を講じることにより、安心して避難ができる環境整備を進めます。

## **2 消防体制の強化**

### **消防団員の確保**

取組主体：**協働**

自治会との連携による勧誘活動や、防火・防災訓練などによる消防団活動の啓発を行い、消防団員の確保を推進します。

### **消防団活動の充実**

取組主体：**行政**

消防団員が勤務する事業所に対する理解・協力の促進や資機材の整備、技術の向上など、消防団活動の充実を図ります。

### **消防力の強化**

取組主体：**行政**

地域の状況に応じて消防署所新設などの整備を要請します。また、消防車両、高規格救急車両、消防資機材、救命用資機材、防火水槽の充実など、消防力の強化を支援します。

## **3 救急体制の強化**

### **救急救命に対する意識づくり**

取組主体：**行政**

救命知識に関する講習や応急技術を持った人材の育成など、救急救命に対する市民意識の啓発と知識・技術の普及を図ります。

### **救急医療体制の充実**

取組主体：**行政**

救急患者受入時間の短縮など、救急医療体制の充実を支援します。

## **4 避難行動要支援者の支援体制整備**

### **緊急時支援体制の整備**

取組主体：**行政**

避難行動要支援者名簿の更新や対象者の意思確認など、避難に支援を要する人の実態を把握するとともに関係機関と情報を共有し、災害時における有効かつ実践的な支援体制の整備を推進します。

### **要配慮者の個別支援の推進**

取組主体：**協働**

避難に配慮を必要とする人の個別避難計画を作成し、確実に避難ができる体制整備を促進します。

### **要配慮者視点の啓発**

取組主体：**協働**

研修や訓練などを通じて、防災・減災、避難行動における要配慮者の視点・意識を踏まえた取り組みを支援します。

## **5 危機管理体制の充実**

### **危機管理体制の充実**

取組主体：**行政**

関係機関との連携を強化し、危機事象対応や情報伝達のための体制を充実させます。

### **危機事象に応じた業務継続体制の構築**

取組主体：**行政**

災害や新型コロナウイルス等感染症など危機事象発生時であっても、優先すべき市民サービスが適切に提供できるよう、業務継続体制を構築します。

### **備蓄の充実**

取組主体：**行政**

府市共同による食料、毛布などの公的備蓄の確保と合わせ、新型コロナウイルス等感染症対策に留意した備蓄品の充実を図ります。

## 第3節 交通安全・防犯

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・本市はセーフコミュニティのパイオニアとして、交通安全や防犯活動を市民協働で推進し、安全で安心なまちづくりに取り組んできました。交通安全・防犯の取り組みにより交通事故発生件数、刑法犯認知件数ともに減少するなど大きな成果が出ており、この成果を市民に周知し、市民協働による取り組みをさらに推進していく必要があります。
- ・自治会などの要望に基づき、公衆街路灯の設置やＬＥＤ化などを進めることで交通安全・防犯環境の向上を図ってきました。今後も地域の防犯体制の強化のため、計画的な設置、自治会などへの支援を通じたＬＥＤ化や適切な維持管理が必要です。

### 【施策の方向性】

セーフコミュニティの仕組みの活用や自治会との連携をはじめとする市民協働により、安全・安心なまちづくり環境の整備を推進します。

- 1 交通安全の推進
- 2 防犯・暴力追放活動の推進
- 3 防犯力の向上

### 【具体的施策】

#### 1 交通安全の推進

##### 交通安全の学習・啓発機会の充実

取組主体：協働

着実な行動が成果に結びついた実績を活かし、市民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することができるよう意識啓発を図るとともに、小学生を対象とした自転車マナー・ルールの学習を実施します。

##### 交通安全運動の推進

取組主体：協働

「亀岡市交通安全対策協議会」を通じて、関係団体が連携する街頭啓発活動や交通安全功労者の表彰を実施します。

##### 高齢者による交通事故の防止

取組主体：行政

高齢者に対する啓発を強化するとともに、運転に不安のある高齢者を対象に運転免許証の自主返納を促す取り組みを推進します。

#### 2 防犯・暴力追放活動の推進

##### 防犯・暴力追放活動の推進

取組主体：協働

「セーフコミュニティ防犯対策委員会」を中心にまちの見守り体制の充実を図るとともに犯罪の傾向に応じた対策を実施します。また、あらゆる暴力を追放する運動を推進します。



### **3 防犯力の向上**

#### **防犯環境の充実**

取組主体：**協働**

自治会などの要望に基づき、危険度・緊急度の高いものから公衆街路灯を整備します。また、電気代やＬＥＤ化の費用助成など、適切な維持・管理を支援します。

## 第4節 市民生活

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・市民が消費生活に関する知識を深め、意識の高い消費者として行動できるための学習機会を提供しています。今後も市民が自ら学び、行動することで消費者被害を未然に防ぎ、安心できる消費生活が営めるまちづくりを推進することが必要です。
- ・巧妙化する悪質商法や特殊詐欺などに対し、被害者の救済及び被害防止のため、多様な消費者相談に対応できる相談窓口の充実を図っていますが、特殊詐欺、製品事故、食の安全について、消費生活の不安を解消できるよう、市民が身近で気軽に相談し、被害の回復や拡大防止ができる体制づくりが必要です。
- ・市民相談では多様化する市民の悩みに応じてきましたが、今後も市民に身近で信頼される窓口として、法律相談などの充実を図ることが必要です。

### 【施策の方向性】

消費者教育や相談機能の充実により、消費者被害を未然に防ぎ、安全で安心できる消費生活を営めるまちづくりを推進します。また、市民からの相談に対して、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

#### 1 消費者への啓発

#### 2 消費生活相談の充実

#### 3 法律相談の充実

### 【具体的施策】

#### 1 消費者への啓発

##### 消費生活学習・啓発の推進

取組主体：行政

市民向け講座の開催や地域・団体などの学習会講師派遣、広報活動を推進します。

#### 2 消費生活相談の充実

##### 消費生活相談の実施

取組主体：行政

「亀岡市消費生活センター」の機能を拡充し、窓口や消費者ホットラインでの消費生活相談を推進します。

##### 消費者被害の防止

取組主体：行政

消費生活専門相談員による苦情・相談処理や事業者との斡旋などを実施し、消費生活相談のネットワークシステムによる情報共有を通じて国や府との連携を強化することで、消費者被害の防止を推進します。

#### 3 法律相談の充実

##### 市民相談の充実

取組主体：行政

常設の市民相談に加え、弁護士による法律相談を開設し、市民の安全・安心を確保するための相談窓口の充実を図ります。

## 第1節 子育て支援

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・平成28（2016）年から立ち上げた「子育て世代包括支援センター（B C o m e）」の体制を充実させることにより、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、子育て支援部門を保健センター（「B C o m e +」）へ集約しました。子育てに関する手続きのワンストップ化を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置するなど、子育て家庭の孤立を防ぎ、寄り添った支援を実施するための体制を整えています。今後もすべての子育て家庭が安心して子育てができる環境整備に取り組む必要があります。
- ・児童虐待など子どもを取り巻く課題がある中、見守りや地域に根ざした活動を通じ、次の時代を担う青少年の健全育成に取り組むことが必要です。
- ・保育の質の向上を図ることが必要です。
- ・働きながら子育てをする家庭のための保育施設整備、就学児童を対象とした放課後児童会の対象学年の拡大や開設時間の延長、地域全体で子育てを支援する取り組みなど、受け入れ態勢の充実を図ってきましたが、多様化する保護者ニーズに応えるためには更なる拡充が必要です。
- ・様々な課題を抱えることの多いひとり親家庭や貧困家庭の問題への認識が高まっており、本市においてもその実態把握、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを進めていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、関係機関との連携による切れ目のない支援と地域ぐるみでの支援体制の充実、青少年の健全育成の推進や、子どもたちが「生きる力」を育む保育の質の向上、多様な働き方に対応した保育サービス、放課後児童会の充実を図ります。また、児童虐待などの防止及び早期発見、ひとり親家庭や貧困家庭などの自立支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制を充実させます。

- 1 地域ぐるみの子育て支援
- 2 保育・放課後児童会の提供体制の充実
- 3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

### 【具体的施策】

#### 1 地域ぐるみの子育て支援

##### 地域における子育て支援の充実

取組主体：協働

「亀岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域における子育て支援の充実に向けた各種施策・事業を推進します。

##### 子育て中の親子の居場所づくり

取組主体：協働

子育て中の親子の交流を促進する拠点となる「子どもの遊び場」の設置を通じて、子どもの発育に合わせたあそび環境の充実を図るとともに、子育て中の親の不安感の軽減につなげるなど、子どもの健やかな育ちを支援します。

## **子育て支援ネットワークづくり**

取組主体：**協働**

子育て支援の関係機関が情報共有、情報発信、連携した取り組みを推進する協働のネットワークづくりを促進します。

## **妊娠期からの切れ目のない支援の推進**

取組主体：**協働**

妊娠・出産から子育てまで、「BCome+」のワンストップ機能を活用する中で、関係機関と連携しながら子どもの育ちと子育て家庭に対する切れ目のない支援を推進します。

## **子育てに関する情報の提供と相談体制の充実**

取組主体：**行政**

ホームページや広報、SNSなどを活用し、すべての子育て家庭に必要な情報が届くよう、情報提供を充実させるとともに、保育所（園）・認定こども園など身近な場所で気軽に相談できる切れ目のない支援体制を整備します。

## **青少年健全育成活動の実施**

取組主体：**協働**

「亀岡市青少年育成地域活動協議会」などの地域住民組織を中心に、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、地域のつながりの中で青少年の健全育成を推進します。

## **地域における子育て援助活動の促進**

取組主体：**協働**

子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人がお互いに育児の助け合いを行う、地域における子育て援助活動を促進します。

# **2 保育・放課後児童会の提供体制の充実**

## **保育と保育サービスの充実**

取組主体：**行政**

子どもたち一人ひとりの豊かで健やかな成長を目指し、保育の質向上や、自然環境と地域資源を活かした「亀岡型自然保育」を推進します。また、待機児童の解消を目指し、保育ニーズに応える施設型保育事業の充実と企業主導型保育事業の推進を図るとともに、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり保育など、多様な保育サービスを充実させます。

## **保育施設の整備**

取組主体：**行政**

保育ニーズに対応し、保育所（園）・認定こども園の施設や安全・安心な保育環境の整備を推進するとともに、施設の適正な規模、配置を検討します。また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、衛生用品の配置を増やすとともに、施設の状況に応じて必要な備品などを設置します。

## **放課後児童会の充実**

取組主体：**行政**

児童の健全育成のため、より良い保育環境を確保するとともに、保護者が安心して就労できる環境を整備するため事業運営と新型コロナウイルス等感染症対策の体制整備など、放課後児童会の充実を図ります。

# **3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実**

## **児童虐待防止対策の充実**

取組主体：**行政**

要保護児童対策地域協議会活動の充実を図るとともに、関係機関との連携により、児童虐待などの防止、早期発見及び虐待などの事象に速やかに対応する体制を整備します。

### **ひとり親家庭への支援**

取組主体：**行政**

支援を必要とするひとり親家庭の自立・就業を支援し、生活基盤の安定確保を図ります。

### **子どもの貧困対策の推進**

取組主体：**行政**

子どもの貧困の実態把握と貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを推進します。

### **相談支援体制・情報提供の充実**

取組主体：**行政**

子育てなどの問題や悩みについて相談・助言する家庭児童相談室などの相談支援体制と子育てに関する情報提供の充実を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置を継続します。

## 第2節 高齢者福祉

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護保険サービスの基盤整備や介護予防、生きがいつくりや外出の促進などに取り組んできました。サロンなどの「人が集う場」を拠点として、互助の精神に基づき地域住民が生きがいを持てる持続可能な地域社会づくりが必要です。
- ・地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターの相談支援体制を充実させる必要があります。
- ・「いきいき長寿プラン」の着実な推進とともに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年や高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた地域課題の抽出と対策が必要です。
- ・認知症への理解や正しい知識を普及するとともに、認知症高齢者及び家族を地域で支え、高齢者の人権を守る取り組みが必要です。

### 【施策の方向性】

高齢になっても誰もが住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らし、社会の一員として地域で貢献・活躍できるよう、生きがいつくりや社会参加を促進します。また、地域包括支援センターの機能強化やいきいきとした生活の基本となる健康や介護予防の充実、介護保険サービスの基盤整備、認知症対策を推進します。

- 1 生きがいつくり・社会参加の促進
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 3 健康づくりの推進と介護予防の充実
- 4 介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援
- 5 認知症の人とその家族への支援

### 【具体的施策】

#### 1 生きがいつくり・社会参加の促進

##### 生きがいつくりと社会参加の支援

取組主体：協働

各種教養講座の開催などによる生涯学習活動の促進や老人クラブ・シルバー人材センター活動を支援し、高齢者の社会参画・活躍機会の充実を図ります。

##### 高齢者の外出の促進

取組主体：行政

公共交通機関を利用する機会の多い高齢者の移動を支援し、健康維持や社会参加の外出を促進します。

#### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### 地域包括ケアシステム（持続可能な地域社会の構築）の深化・推進

取組主体：協働

高齢者の自立支援と要介護状態の重症化防止のため、市の中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、権利擁護（虐待事例の対応など）や認知症支援などの機能強化を図ります。また、地域住民をはじめ、介護、医療、福祉、行政などが連携する地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を推進します。

### **3 健康づくりの推進と介護予防の充実**

#### **介護予防知識の普及啓発**

取組主体：**行政**

介護予防に関する基本的な知識の普及啓発や情報提供、介護予防教室などを通じて、高齢者の主体的な介護予防を促進します。

#### **高齢者の総合相談窓口の充実**

取組主体：**行政**

地域包括支援センターを中心とした相談支援体制を充実させます。

#### **後期高齢者の健康維持**

取組主体：**行政**

後期高齢者医療保険における健康診査を推進するとともに、広報誌などを通じた広報の充実を図ります。

### **4 介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援**

#### **いきいき長寿プランの推進**

取組主体：**協働**

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図り、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供できるよう、3年ごとに見直す「いきいき長寿プラン」に基づき事業を推進します。

#### **介護保険サービスの基盤整備**

取組主体：**行政・事業者**

要介護（支援）者が状態に応じて必要なサービスを利用することができるよう、介護保険サービス供給体制の整備を促進します。また、介護人材の確保・資質の向上に努めます。

#### **一人暮らし高齢者などの自立支援**

取組主体：**協働**

高齢者の生活の不安を解消し、住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、緊急時の支援体制を充実するとともに**民生委員・児童委員**や地域の関係団体などと連携した見守り体制を推進し、一人暮らし高齢者などの自立した生活を支援します。

### **5 認知症の人とその家族への支援**

#### **認知症に関する正しい知識の普及啓発**

取組主体：**行政**

認知症に対する正しい知識と理解を深めるため、小学校や集客施設などにおいて講座などの普及啓発活動を実施します。

#### **認知症支援体制の充実**

取組主体：**協働**

市民や認知症の人と関わることが多いことが想定される企業などと連携し認知症サポーターの育成を推進します。また、認知症の人に適切なケアを行い、進行を緩やかにするため、関係機関と連携し、早期診断・早期対応につながる取り組みを進めます。

#### **家族負担の軽減**

取組主体：**協働**

認知症家族の介護の負担軽減を図るため、認知症カフェの開催や認知症高齢者等の事前登録制度などの取り組みを進めます。

## 第3節 障がい福祉

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・平成28（2016）年の「障害者差別解消法」の施行を受け、障がいのある人への理解や「合理的配慮」の普及浸透により、当事者団体などとの連携のもと、差別解消に向けた啓発を推進してきました。今後も啓発手法の創意工夫を図りながら、より多くの市民に障がいのある人への理解を促進していくことが必要です。
- ・障がいのある人の社会参加を促進し、障がい種別に関わりなく多岐にわたるニーズに応えられるよう、相談支援体制の確保及び充実、在宅生活を支援する体制の確保、権利擁護などを推進してきました。今後も安心して相談できる環境づくりと必要な支援やネットワークへと適切につなぐなども含め、取り組みを続けていく必要があります。
- ・「亀岡市障害者就労支援共同センター」における行政からの業務委託や民間などからの受注機会の拡大、障がいの状態に応じた就労の拡充など、障がい者の雇用機会の確保を支援するとともに、文化芸術活動の支援及びスポーツ機会を充実させていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりのため、多様化するニーズに対応できる包括的な支援体制の構築を推進します。また、意思疎通支援や差別解消のための啓発や就労・文化スポーツ活動の支援により、障がい児者を取り巻く社会的障壁を除去し、「健常者」「障がい者」のボーダレス化を目指します。

- 1 障がいのある人への差別の解消
- 2 障がいに応じた支援の提供
- 3 社会参加の促進
- 4 障がいのある人もいきいきと活躍できるまちづくり

### 【具体的施策】

#### 1 障がいのある人への差別の解消

「障害者差別解消法」に係る「合理的配慮」の普及啓発

取組主体：協働

当事者団体などとの連携・協働により、当事者の視点に立った啓発活動を推進するとともに、様々な情報媒体などを活用し、市民への「合理的配慮」の理念の深化、拡大を推進します。

#### 2 障がいに応じた支援の提供

安心して生活できるまちづくり

取組主体：行政

障がいの状態に応じて、早期に適切な支援を提供することを推進します。

#### 3 社会参加の促進

相談支援体制の確保、充実と在宅生活支援の充実

取組主体：行政・事業所

誰もが安心して相談できる機会の提供や身体、知的、精神の各障がい者相談員による身近な立場での相談、相談支援を通じた在宅生活支援、社会参加及び外出機会の提供を推進します。



障がいのある人に必要な情報が伝わるよう、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を促進します。

**権利擁護の推進****取組主体：行政**

障がいのある人の地域での自立を支えるため、財産の保全や各種申請など、権利擁護を推進します。

## **4 障がいのある人もいきいきと活躍できるまちづくり**

**障がいのある人の就労支援****取組主体：協働**

「亀岡市障害者就労支援共同センター」への支援とともに、受注実績・成果の周知により、受注機会の拡大を促進します。また、障がい特性に配慮した就労支援の充実や、亀岡市障害者就労施設などからの物品などの調達により、障がい者雇用の安定を支援します。

**障がいのある人の文化・芸術活動の支援及びスポーツ機会の充実****取組主体：協働**

障がいのある人の文化・芸術作品の発表機会の確保など文化、芸術活動への支援に取り組めます。また、市内のスポーツ施設など、地域資源を活用し、障がい者スポーツの振興と普及を推進します。

## 第4節 地域福祉

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・地域福祉コミュニティを担う人材育成により、地域での見守り、支え合い活動の充実を図ってきましたが、少子化・高齢化などにより地域福祉を担う人材が不足しており、地域福祉活動を推進するためのさらなる人材育成の取り組みが必要です。
- ・地域福祉支援員の配置や、各分野の関係機関との連携による相談支援体制の充実を図っていますが、複雑・複合的な課題に対応する包括的な支援体制を整備するため、どのような福祉課題も受け止めることができる相談窓口の整備や地域の関係機関などとの多様なネットワークづくりが必要です。
- ・生活保護制度とその前段階である「生活困窮者自立支援制度」を効果的に活用し、利用者の自立につなげるため、それぞれの制度を適正に運用していく必要があります。

### 【施策の方向性】

地域社会の連携と信頼関係のもと、福祉コミュニティの形成により、住み慣れた地域で支え合い、助け合う顔の見えるまちづくりを推進します。また、多機関が連携する包括的支援体制を整備します。

生活保護制度と生活保護の前段階である「生活困窮者自立支援制度」が必要とする人に届くよう、制度の適正な運用を図ります。

- 1 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進
- 2 人材育成とネットワークの構築
- 3 包括的支援体制の整備
- 4 必要な人に必要な支援を届ける体制づくり

### 【具体的施策】

#### 1 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

##### 地域生活を支える仕組みづくり

取組主体：協働

「社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会」と連携し、地域における市民相互の支え合い活動などを促進します。

#### 2 人材育成とネットワークの構築

##### 福祉人材の育成

取組主体：協働

研修や講習の充実により、地域福祉を担う人材の育成を推進します。

#### 3 包括的支援体制の整備

##### 多機関連携による支援体制の整備

取組主体：協働

高齢、障がい・困窮に関する支援機関との連携のほか、地域の民生委員・児童委員などとも連携することで、生きづらさを抱える人や地域で孤立する人、ひきこもりなどの複雑で複合的な課題を抱える人に対する支援を充実させます。また虐待の防止・早期発見、成年後見人制度利用促進などの権利擁護について、普及啓発や関係機関との連携強化を推進します。

### **「断らない相談窓口」の整備**

取組主体：**協働**

「断らない相談窓口」づくりなど、ひきこもりや孤立など様々な課題を抱えながら支援につながりにくい人や、生きづらさを抱えながら相談できない人などに対応する相談体制の強化を図ります。

## **4 必要な人に必要な支援を届ける体制づくり**

### **効果的な支援の継続**

取組主体：**行政**

生活困窮者の直面する個々の課題に合わせて効果的な支援を行い、自立を促進します。

### **広報の実施**

取組主体：**行政**

機関誌の発行・配布など、生活保護制度への正しい理解の啓発を図ります。

### **生活保護の適正な実施**

取組主体：**行政**

収入調査や資産確認、定期訪問を通じ、制度の適正運用に努めます。

### **求職・就労の支援**

取組主体：**行政**

制度の利用者に対し能力に応じた求職活動、就労を支援します。

## 第5節 健康づくり・医療・感染症対策

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・「かめおか健康プラン 21（亀岡市健康増進計画）」に基づいた取り組みを進め、一人ひとりの健康を地域や社会で支える健康づくり活動を推進し、地域での健康づくりの機運を高める支援が必要です。
- ・すべての世代の心身の健康づくりに向けたよりよい生活習慣づくりのため、相談、指導、教育及び受診しやすいがん検診の環境づくりが必要です。
- ・「亀岡市子育て世代包括支援センター（BCome）」を中心に母子保健とも連携しながら、妊娠期への全数支援や発達段階に応じた健診や母子保健事業により、安心して妊娠・出産・子どもの健やかな成長・発達ができる支援が必要です。
- ・感染症の流行も踏まえ、普段からの健康づくりと感染症予防対策が重要となっています。
- ・高齢化に対応しながら市民に医療を安定的・継続的に提供していくため、地域医療体制の充実が必要です。また、市民が安心して医療を受けることができるよう、市立病院において、より安全で質の高い医療に取り組む必要があります。

### 【施策の方向性】

家庭、職場、地域での健康・予防意識の向上を図り、健康管理、疾病予防、生活習慣病・ロコモティブシンドローム・フレイル予防などの啓発や保健事業を充実させるとともに、妊娠期から子育て期に至るライフステージに応じた健康づくりを促進します。また、亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議の活動を中心に、関係者が一体となって、住民とともに医療・介護・福祉施策の切れ目のない提供を推進します。

市民への安全・安心な医療の提供と質の高い入院・外来機能を担う市立病院づくりとともに、地域医療機関との連携を推進します。

- 1 健康づくりへの支援
- 2 保健活動の充実
- 3 感染症予防対策の推進
- 4 地域医療の推進

### 【具体的施策】

#### 1 健康づくりへの支援

##### 健康な地域づくりへの支援

取組主体：協働

地域住民・団体、関係機関、行政などの協働により、地域の健康づくり活動の取り組みを推進します。

##### 健康意識の啓発

取組主体：行政

各専門職種による健康講座を通じて市民の健康意識の啓発を推進します。

## **2 保健活動の充実**

### **妊娠期の支援の充実**

取組主体：行政

妊娠期から出産後まで安心して過ごせるよう、母子手帳の交付とともに妊婦健診や妊婦歯科健診受診の支援、定期受診の支援及び必要な情報提供や相談支援を推進します。

### **乳幼児健診の推進**

取組主体：行政

新生児期から乳児期・幼児期に家庭訪問や健診、相談、教室を実施し、異常の早期発見、育児不安の軽減、児童虐待の防止などに努めます。

### **疾病予防・健康管理の充実**

取組主体：行政

健（検）診や保健指導、相談、教育を通じて、すべての世代の心身の健康づくりを促進する活動を充実させます。

### **特定健康診査受診の促進**

取組主体：行政

受診勧奨や広報の充実により、特定健康診査の受診率の向上を図ります。

## **3 感染症予防対策の推進**

### **予防接種の推進**

取組主体：行政

感染症を予防するため、「亀岡市医師会」などの協力により各種予防接種を実施するとともに、接種率向上のための啓発活動を実施します。

### **感染症予防対策の推進**

取組主体：行政

「京都府南丹保健所」、「亀岡食品衛生協会」など関係機関と連携し、感染症予防のための啓発活動を実施します。また、新型インフルエンザなど未知の感染症発生時には、京都府をはじめ関係機関と連携を図り、感染拡大の防止に努めます。

## **4 地域医療の推進**

### **地域医療・介護・福祉の連携体制の充実**

取組主体：協働

亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議の活動を中心に、関係づくりの機会を提供、かかりつけ医の必要性を啓発するとともに、人材育成を図ります。

### **地域医療機関との連携強化**

取組主体：協働

病診連携懇話会の開催などを通じて、近隣の医療機関及びかかりつけ医と情報共有を行い連携強化を図ります。

### **安心できる医療体制の充実**

取組主体：行政

公的医療機関としての役割を果たすため、「京都中部総合医療センター」、「亀岡市立病院」、「亀岡市休日急病診療所」において、市民が安心して医療を受けることができる体制の充実に努めます。

急性期医療の維持及び在宅医療の支援の役割を担う回復期医療の充実に努めるとともに、安全・安心で良質な医療の提供を促進します。

## 第1節 学校教育・就学前教育

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・関係機関との連携による教職員の資質向上や、教育の質の向上・充実を図ることが必要です。
- ・小学校から中学校へ分かれて進学していることが小中連携を進めるうえで支障となっていることが課題です。
- ・「学校施設長寿命化計画」に基づき、コストの縮減・平準化を図るとともに、子どもたちが安全で快適に学ぶことができる教育環境の整備が必要です。
- ・「京都府学力診断テスト」などで府平均を超えていない教科があるなど、学力の底上げが必要です。
- ・経済的理由により就学が困難とみられる児童生徒の就学を確保するために経済的援助を行っていますが、更に保護者の経済的負担軽減を図る必要があります。
- ・児童生徒の抱える悩みが多様化するなど教育相談のニーズも高まっている中、適応指導教室における支援などが必要です。
- ・新型コロナウイルス等感染症の予防を図るため、施設の衛生設備の充実が必要です。

### 【施策の方向性】

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、生きる力の基礎を育む幼児教育・保育を実施できるよう、教職員の資質向上を推進するとともに、児童生徒が安心して快適に学ぶことができるよう、環境を整備します。また、子どもたちが未来を切り拓いていくため、学力の向上を図るとともに、資質や能力の育成、豊かな人間性を育む「志・心の教育」の充実、**たくましく健やかな体づくり**、すべての子どもの就学保障を図ります。

- 1 就学前教育の充実
- 2 教育環境の充実
- 3 教育内容の充実
- 4 児童生徒の安全確保
- 5 就学援助・相談体制の充実

### 【具体的施策】

#### 1 就学前教育の充実

##### 保育所等教職員の資質の向上

取組主体：**行政**

幼稚園教育研究会や教育研究所との連携による実践的な研究会などを通じ、認定こども園、保育所（園）・幼稚園の教職員の資質向上を推進するとともに、教育、保育内容を充実させます。

##### 幼児教育総合センター機能の強化

取組主体：**行政**

「亀岡市立幼稚園」の幼児教育の充実を図るとともに、幼児教育総合センターの機能強化を推進します。

## **保育所等と小学校との連携強化**

取組主体：行政

認定こども園、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭との連携を強化し、円滑に小学校へ接続できるように、子どもたち一人ひとりの特性に応じた就学前教育を推進します。

## **2 教育環境の充実**

### **学校規模適正化の推進**

取組主体：協働

児童生徒にとって望ましい学習環境・集団活動を形成できるよう、保護者や自治会の理解を得ながら学校区の見直しなど、規模の適正化を推進します。

### **老朽化した学校校舎の長寿命化・トイレの洋式化**

取組主体：行政

子どもたちが気持ちよく、安全・安心な環境で学ぶことができるように、校舎の長寿命化や大規模改修及びトイレの洋式化を推進します。

### **遠隔・ICT学習環境や教材備品の整備**

取組主体：行政

国の補助などを利用し、限られた財源の中で優先順位をつけながら遠隔・ICT学習環境など教育の情報化を進めるとともに効果的な備品の整備を推進します。

### **学校図書館の充実への支援**

取組主体：行政

司書の定期派遣や巡回派遣により、学校図書館の充実を支援します。

### **安全・安心で美味しい小学校給食の提供**

取組主体：行政

安全・安心な食材の調達及び地元で生産された亀岡産京野菜などの地場産物の活用のほか、新たなメニュー開発などにより「美味しい給食」の安定提供を推進するとともに、「給食だより」などにより地場特産物を学ぶ機会を確保します。

### **中学校選択制デリバリー弁当の充実**

取組主体：行政

生徒や保護者、学校などの意見を踏まえ、地元産食材の利用に努めるなど、中学校選択制デリバリー弁当のメニューなどを改善しながら、利用促進を図るとともに、食物アレルギーに関する情報を収集し、アレルギー対応について検討します。

## **3 教育内容の充実**

### **学力の充実・向上**

取組主体：行政

読書活動などの推進とともに、全国学力・学習状況調査や「京都府学力診断テスト」などから成果や課題を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導方法の改善などを推進します。

### **小中一貫教育・小中連携教育の推進**

取組主体：行政

9年間の義務教育を見通した系統的・継続的な教育により、教科指導などの充実による学力向上や小学校から中学校への円滑な接続などを推進します。



### **体験活動（ふるさと体験学習）などの充実**

取組主体：行政

仕事体験学習などを通して、望ましい職業観・勤労観、志を育むとともに、ふるさと亀岡の歴史・文化・芸術・自然や環境学習などを通して、ふるさと愛や誇りを持ち、このまちに住み続けたいと思えるよう、かめおかの良さを学べる取り組みを推進します。

### **国際理解教育、並びに外国人児童生徒への学習支援の推進**

取組主体：行政

外国語指導助手の派遣など、外国の言語・歴史・文化にふれる機会を通じて、国際理解を深めたグローバルな人材育成を推進するとともに、外国人児童生徒教育支援員を配置するなど、外国人児童生徒の支援体制を整備します。

### **生徒指導・教育相談活動の充実**

取組主体：行政

規範意識の高揚や自他の生命の尊重、自尊感情の育成、他者への思いやりなど、豊かな人間性を育む心の教育の推進や社会性の育成を指導するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や関係機関との連携により、児童生徒や保護者からの相談への対応の充実を図ります。

### **人権教育の推進**

取組主体：行政

人間の尊厳と基本的人権の尊重を基盤に据え、児童生徒の発達段階に応じた、人権感覚及び実践・行動力、人権尊重意識の育成を図るなど、人権教育を推進します。

### **特別支援教育の充実**

取組主体：行政

通級指導教室の整備や特別支援教育支援員の配置など、特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。また、就学前からの教育相談により、早期対応、早期支援を推進します。

### **健やかな体づくりと食育の推進**

取組主体：行政

規則正しく健康な生活を送り、体力を向上できるよう、基本的な体力づくりをはじめ、体を動かすことを促進するとともに、正しい食事の習得により、たくましく健やかな体づくりを推進します。また、地場農産物を活かした食文化を楽しむなど、家庭と連携した食育の取り組みを推進します。

### **サイエンスボランティアの育成**

取組主体：協働

学校や関係機関、地元企業、サイエンスボランティアなどとの連携と広報の充実など、サイエンスフェスタ及びサイエンスフレンズ学習クラブの協力の輪を広げる活動を推進します。

### **教職員の資質の向上**

取組主体：協働

教育研究所や「京都府総合教育センター」の研修と実践的な研究会などを通じて、ＩＣＴ教育など時代の要請に対応した教育が行えるよう教員の資質向上を推進します。

### **新しい教育への対応**

取組主体：協働

外国語教育やプログラミング教育など新しい教育に取り組みます。また、遠隔・ＩＣＴ学習環境の整備に対応した教育内容の充実に取り組みます。

## **4 児童生徒の安全確保**

### **安全・安心な通学路の確保**

取組主体：行政

「亀岡市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関の連携による安全対策を推進します。

### **遠距離通学する児童生徒の安全確保**

取組主体：行政

山間部・周辺部で遠距離通学する児童生徒に対し、必要な場合はスクールバスを運行するとともに、公共交通機関に要する費用や自転車通学用ヘルメットの費用補助など、保護者の負担軽減を図ります。

### **学校内における児童生徒の安全確保**

取組主体：行政

教職員の危機管理意識を高め、児童生徒の身を守るための学校体制づくりを推進するとともに、学校安全対策委員会の活動を支援し、学校の安全・安心の確保を推進します。

### **安全教育の推進**

取組主体：行政

防災訓練、交通安全教室などを実施し、児童生徒が身の回りの危険を察知し、自らを守る行動がとれるよう、安全教育を推進します。

### **児童生徒の安全確保のための情報発信の推進**

取組主体：行政

児童生徒が不審者などの被害にあわないよう、関係機関との連携を図り、保護者などへの情報発信を推進します。

### **感染症予防設備の充実**

取組主体：行政

新型コロナウイルス等感染症を未然に防ぐため、手洗い設備などの充実に努めます。

## **5 就学援助・相談体制の充実**

### **就学援助の推進**

取組主体：行政

就学援助制度により、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の学びの機会均等に努めます。

### **教育相談事業の充実**

取組主体：行政

幼児・児童生徒の教育上の諸課題について、教育相談員及び臨床心理士などが専門的な立場から助言及び援助を行い、心身ともに健全な幼児・児童生徒の育成を推進します。

### **適応指導教室の充実**

取組主体：行政

不登校で悩んでいる小中学生を対象に開設する適応指導教室において、在籍校及び関係機関と連携しつつ、集団生活への適応と学校復帰や自立に向けた支援を推進します。

## 第2節 生涯学習・社会教育

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・昭和63（1988）年3月に関西初の「生涯学習都市」を宣言した本市では、様々な市民の生涯学習機会を創出してきましたが、各種講座への参加者が固定化・高齢化しており、参加するきっかけづくりが必要です。
- ・亀岡の生んだ心学の祖である「石田梅岩」を顕彰し、その功績を市内外に発信するとともに、多様な学習機会が提供できる拠点施設とするため、梅岩の里生誕地整備を進める必要があります。
- ・ギャラリーかめおかの計画的・予防保全的な修繕・更新が必要です。
- ・社会教育では、家庭の教育力向上とともに、学校と関係機関などが連携し、地域全体ですべての子どもたちをはじめ、あらゆる人に学びの機会を提供してきましたが、人生100年時代において、市民の誰もが各ライフステージにおいて、適切な学びの機会を得られる仕組みづくりが必要です。
- ・市民にとって身近な学習拠点となるよう、図書館サービスの充実に取り組んできましたが、情報発信の充実や本に親しむきっかけづくり、ボランティアの人材確保などにより、子どもの読書活動を広げることが必要です。

### 【施策の方向性】

若者や現役世代、外国人などを含めた多くの人の学びや活動のすそ野を広げ、それぞれが主体的に参加するきっかけづくりを推進します。また、生涯学習施設の整備と長寿命化を図り、安全・安心・快適な施設を提供します。

学校と関係機関などが互いに連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもをはじめ、市民の誰もが、豊かな学びを得られる環境を整備します。また、各世代の読書環境整備のため図書館を充実させます。

- 1 地域で循環する学びの機会提供
- 2 生涯学習施設の適正な管理
- 3 社会教育の推進
- 4 長寿社会における生涯学習の推進
- 5 読書環境の充実

### 【具体的施策】

#### 1 地域で循環する学びの機会提供

##### 循環型生涯学習社会の推進

取組主体：協働

「ギャラリーかめおか人材バンク」など、市民の持つ技術や知識、人脈、ノウハウを地域の課題解決や活性化に活用する仕組み作りを促進します。

##### 三大シンボル講座など学習機会の充実

取組主体：協働

「コレージュ・ド・カメオカ」、「亀岡生涯学習市民大学」、「丹波学トーク」の三大シンボル講座をはじめとする、生涯学習機会の充実を図ります。既存の講座については、自治会などを通じた市民への啓発や大学・企業などとの連携により、効率的・効果的な運営を図ります。

### 学習活動に関わる情報の受発信

取組主体：協働

誰もが学習活動に関する情報をホームページなどを通じて受発信できる仕組みを検討します。

### 梅岩の里生誕地整備の推進

取組主体：協働

梅岩の里生誕地の整備を推進するとともに、そのあり方について市民や自治会、関係団体などと連携し研究を行い、多様な学習活動の提供や情報発信などができる拠点施設としての活用に取り組みます。

## 2 生涯学習施設の適正な管理

### 修繕計画に基づく施設・設備の修繕・更新

取組主体：行政

修繕計画に基づく「ガレリアかめおか」の施設・設備の修繕・更新を推進します。

## 3 社会教育の推進

### 家庭教育の支援

取組主体：協働

幼稚園や保育所（園）などとの連携を図り、子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の取り組みを推進します。

### 学びの機会や情報の提供促進

取組主体：行政

あらゆる人が生涯にわたって学び続けることができるよう地域住民や関係団体と連携し、学習機会や情報の提供などの取組を推進します。

### 地域全体で子どもたちを育む環境づくりの推進

取組主体：行政

学校や関係団体などが連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちを育む環境づくりを推進する取組を支援します。

### 地域における学習支援などの推進

取組主体：行政

関係機関のデータベースなどを活用し、教員経験者などの人材確保に努め、地域における学習支援などを推進します。

## 4 長寿社会における生涯学習の推進

### 人生 100 年時代の生涯学習の研究

取組主体：行政

人生 100 年時代において、生涯学習社会の実現のため、必要となる生涯学習のあり方や全世代を対象とした生涯学習施設・図書館などの充実・整備について、専門家や市民と連携して研究に取り組みます。

## 5 読書環境の充実

### 図書館サービスの充実

取組主体：行政

市民のニーズに応えるため、ホームページの充実により、リクエストの受付やネット予約サービスの充実を図ります。

### **図書資料などの充実**

取組主体：**行政**

「明智光秀」に関するものをはじめ、特に地域の特色を活かした資料の充実を図ります。

### **子どもの読書環境の充実**

取組主体：**行政**

乳幼児の時から本にふれる機会づくりや学校図書指導員の配置などにより、子どもの読書環境の充実を図ります。

### **読書ボランティアへの支援とネットワーク強化**

取組主体：**行政**

読書ボランティアへの支援や、「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン推進会議」の定期的開催によるネットワーク強化を推進します。

## 第3節 スポーツ

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・ 日常的にスポーツに親しめる機会の創出や、「京都サンガF.C.」と連携してプロアスリートとふれ合う機会の提供を推進しており、今後も市民に生涯スポーツを定着させるため、各種スポーツイベントのさらなる充実が必要です。
- ・ 各種スポーツ事業の充実と、亀岡市外からの来場者の獲得が必要です。
- ・ 「府立京都スタジアム」や「亀岡運動公園」などスポーツを中心としたまちづくりへの市民の理解を深めるとともに、周辺の自然を活用したアウトドアフィールドによる誰もが楽しく自然に親しめる環境づくりを推進し、スポーツ事業及びスポーツ観光を展開することが必要です。

### 【施策の方向性】

スポーツ行事の充実により、幼児から高齢者まで健康で活力ある生活を送ることができるような取り組みを推進します。また、「府立京都スタジアム」を中心に、スポーツを通じたまちの活性化を推進します。

#### 1 生涯スポーツ社会の推進と充実

#### 2 スポーツを活かした地域づくり

### 【具体的施策】

#### 1 生涯スポーツ社会の推進と充実

##### 市民のスポーツ機会の充実

取組主体：協働

幼児から高齢者まで、そして障がいのある市民に対し、年代に応じて主体的・継続的なスポーツライフの実現に向けたサポートを推進します。

#### 2 スポーツを活かした地域づくり

##### スポーツ大会・イベントなどの開催及び支援

取組主体：協働

「府立京都スタジアム」のフィールドをはじめ、クライミングウォール、VR・eスポーツのエリアや「亀岡運動公園」などの活用を図ります。また、スポーツと本市の豊かな自然や観光、食などの地域資源を結びつけ、健康づくりはもとより、全国レベル、世界レベルの大会を誘致するなど、交流活動やにぎわいづくりを推進します。

##### 「京都サンガF.C.」との連携

取組主体：協働

青少年の夢と希望を育てるとともに、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、選手の学校訪問や地域の行催事への参加など「京都サンガF.C.」と連携したホームタウン活動を推進します。

豊かな自然が魅力の亀岡の山や川を活かした誰もが楽しむことの出来るアウトドアアクティビティの情報を発信し、「府立京都スタジアム」を中心とした様々なアウトドアアクティビティや各種スポーツを楽しむことが出来る環境づくりを推進します。

## 第4節 文化芸術・歴史文化

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・「かめおか霧の芸術祭」の拠点施設となる「K I R I C A F E」を整備し、亀岡ゆかりの人の作品を展示するなど、身近に芸術作品とふれる機会を提供するとともに、文化活動の支援をしており、今後も続けていく必要があります。
- ・興味を集める企画や情報発信を展開するとともに、史跡整備を計画的に進め、各施設の活用や市内に点在する文化財のネットワーク化によるモデルコースづくりなど、来訪者が市内各所へ立ち寄る仕組みづくりが必要です。
- ・文化財や伝統文化の保護のために、啓発及び適切な保存と活用が必要です。
- ・文化ホールや文化資料館などの施設の機能やあり方、設置などについて検討する必要があります。
- ・史跡丹波国分寺跡の遺構表示を進める必要があります。

### 【施策の方向性】

文化芸術活動の機運を高め、本市の持つ特性を活かした個性ある文化の薫るまちづくりを推進するとともに、歴史的な文化財を保存します。

- 1 文化芸術活動の推進
- 2 伝統文化の保存と活用
- 3 文化・芸術拠点の充実

### 【具体的施策】

#### 1 文化芸術活動の推進

##### 芸術にふれる機会の充実と文化活動の支援

取組主体：協働

「かめおか霧の芸術祭」をハブとして、他の文化芸術団体や活動とも連携しながら、市民が身近に芸術にふれられる機会・創作活動を体験できる機会の創出や、文化活動に取り組むことに対して支援するとともに、芸術の創造性を市の施策に活用して魅力あるまちづくりを推進します。

#### 2 伝統文化の保存と活用

##### 文化資料館における体験機会・広報の充実

取組主体：協働

亀岡の奥深い魅力を知ってもらうために、資料館機能の維持を図りながら、常設展や企画展・特別展の開催や、従来の文字解説でない展示と来館者を効果的に結びつけるコミュニケーションツールとしての映像コンテンツの導入を行い、情報発信の充実を図ります。

##### 文化資料館における調査研究・普及活動の充実

取組主体：協働

亀岡地域の文化財に関する調査研究を進めるとともに、地域で活動する市民団体などと連携し、まち歩きなど、身近な歴史や亀岡の魅力にふれる機会の充実を図ります。さらに、歴史や文化を体験できる、新しい展示手法の充実を図ります。



### **食文化の伝承**

取組主体：**協働**

地元に基づく食文化やふるさとの味を伝承する場として、料理教室の実施を支援するとともに、小学校や保育所の給食に使用される地元産食材の利用拡大を推進します。

### **文化財指定による保護及び啓発活動**

取組主体：**協働**

文化財の指定による安定的な保存を図るとともに、広報やホームページなどへの掲載による広報活動などを通じて、一般公開や詳細調査の実施などの活用を進め、多くの人々に豊富な文化財を理解してもらえるよう市内外への周知啓発を推進します。

### **地域の文化財の計画的な保存・活用**

取組主体：**協働**

保存計画を策定し、資料調査や記録作成および地域での保存・活用を支援することで、「円山応挙」に代表される亀岡ゆかりの人物の作品や関連資料、市内に所在する仏像・古文書などの文化財や、「亀岡祭」など地域で受け継がれる祭礼や伝統文化の次代への継承に努めます。

## **3 文化・芸術拠点の充実**

### **文化拠点のあり方の検討と推進**

取組主体：**協働**

文化ホールや文化資料館などの施設の機能やあり方、設置などについて検討を進め、具体化を図ります。

### **歴史を学ぶ拠点の整備**

取組主体：**協働**

歴史文化を体験し、学ぶ場として、亀岡が誇る重要史跡である「丹波国分寺跡」の史跡に礎石や基壇などの配置状況を示し、解説看板を設置するなど整備を推進します。

## 第1節 地球環境・省エネルギー

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・広域的な環境学習の拠点として、特色ある自然体験型環境学習事業を市民団体との協働により実施しました。今後も充実を図る必要があります。
- ・環境に負荷のない取り組みを推進するため、京都府などと連携する中で、補助金制度による再生可能エネルギー利活用の推進、地域新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」設立によるエネルギー地産地消の取り組みなどがされていますが、市内全域での低炭素化は進んでおらず、加速する必要があります。
- ・木質バイオマスのエネルギー利活用の推進については、再生可能エネルギーとし、広域的な施設も含めて取り組む必要があります。
- ・市の事務・事業において市独自の環境マネジメントシステムの運用により省エネルギー化を推進、温室効果ガスの総排出量の削減目標を達成しました。今後も取り組みを続ける必要があります。

### 【施策の方向性】

「亀岡生き物大学」を中心に市民団体と協働し、自然体験型の環境学習を充実させるとともに、「亀岡ふるさとエナジー株式会社」を中心として、市民、事業者、行政が協働で低炭素化に取り組むまちづくりを推進します。

- 1 自然体験型の環境学習
- 2 低炭素化のまちづくり

### 【具体的施策】

#### 1 自然体験型の環境学習

##### 自然・環境体験学習の充実

取組主体：行政

本市の豊かな自然を活かし、地球環境子ども村事業「亀岡生き物大学」を中心とした、特色ある自然体験型の環境・ふるさと学習の充実を図ります。

#### 2 低炭素化のまちづくり

##### 再生可能エネルギー利活用の推進

取組主体：協働

地域新電力会社である「亀岡ふるさとエナジー株式会社」との連携により、市内の再生可能エネルギー（太陽光、小水力、消化ガスなど）を最大限活用できるよう調査・研究を実施し、エネルギーの地産地消を推進します。

##### 木質バイオマスのエネルギー利活用の推進

取組主体：協働

木質バイオマスのエネルギー利活用について、再生可能エネルギーとして、広域的な施設も含めて取り組みを推進します。

## 省エネルギー化の推進

取組主体：行政

市民や事業者に対し、地球温暖化対策や省エネルギーに関する情報発信を推進します。また、独自の環境マネジメントシステムの運用により、市の事務・事業における省エネルギー化をさらに推進します。

## 第2節 資源循環・廃棄物処理

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・適正排出の徹底による、ごみ減量・資源化を推進、プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別回収を実施することにより、意識が向上してきました。資源化率の目標達成に向けて、更なる分別拡大と意識向上に取り組む必要があります。
- ・浄化槽の設置補助と適正な維持管理について啓発を実施するとともに、浄化槽普及推進地域内における浄化槽新規設置を促進しました。今後も継続的に行っていく必要があります。
- ・不法投棄監視パトロールについて、各種関係機関との連携による指導や検挙・情報共有により、不法投棄事案の増加を防止するとともに、亀岡駅前での早朝清掃活動やのぼりの設置など、不法投棄防止の啓発を実施しました。今後も継続的に行っていく必要があります。

### 【施策の方向性】

「3R型のライフスタイル・ビジネススタイルを目指して」を目標に、アップサイクルなどによる新たな価値の創造、リサイクル資源量の増加と廃棄物の減量を図ります。また、環境保全のため、浄化槽の設置と適正な維持管理の啓発を推進します。不法投棄に対しては、検挙と監視強化及び市民啓発を推進します。

- 1 ごみ減量・資源化の推進
- 2 生活排水処理の推進
- 3 不法投棄抑止活動の推進

### 【具体的施策】

#### 1 ごみ減量・資源化の推進

##### ごみ減量・資源化に係る仕組みづくりと啓発活動

取組主体：協働

「亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）」に基づき、さらなる資源化可能なものの資源化を進め、新たに埋立処分場をつくらないまちづくりを目指します。また、広報やホームページなどにより、食品ロスなど消費行動の見直しによるごみの発生抑制の呼びかけや外国人へのごみ出しルールの支援など、わかりやすいごみの分別により資源化を促進し、意識の向上を図ります。

##### ごみ減量化の意識向上

取組主体：行政

亀岡市指定ごみ袋の料金、粗大ごみ処理手数料の料金について相応負担の理解を求めるため、料金の見直しを検討します。

#### 2 生活排水処理の推進

##### 浄化槽の設置支援

取組主体：協働

浄化槽設置にかかる費用に対する補助金の交付により、設置者負担の軽減を図ります。

#### **浄化槽の適正管理の促進**

取組主体：**協働**

浄化槽の新規設置と設置後の適正管理について、啓発を推進します。

### **3 不法投棄抑止活動の推進**

#### **不法投棄の抑止と早期対応の推進**

取組主体：**行政**

不法投棄監視パトロールを定期的を実施することで、投棄物の早期発見及び撤去を推進します。

#### **関係機関との連携強化**

取組主体：**協働**

警察や府、協定による事業者との連携による監視体制の強化を推進します。

#### **環境美化意識の向上**

取組主体：**協働**

不法投棄禁止看板などの啓発物の作成・設置を推進します。また「かめおか環境デー」における美化活動を実施し、意識啓発を推進します。

## 第3節 自然環境

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・美しく豊かな水と緑に恵まれたアユモドキを始めとする多様な生態系は、本市の貴重な財産となっています。自然環境を守っていくことが本市の価値を高めていくためには大切であり、みんなで考えて取り組む、持続可能なまちづくりを目指していく必要があります。
- ・河川護岸工事などにおいては、環境にやさしい工法工種の採用などにより生態系を維持しており、保護保全活動の継続とともに、河川区域内での自然護岸、親水護岸を進める必要があります。
- ・環境保全・災害防止に向けて、適切な指導、規制、調査とともにパトロールを実施してきました。引き続き定期的な監視が必要です。
- ・漂着ごみ発生抑制に関する環境保全啓発活動を展開、また、「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を発出するとともに、「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」を制定しました。今後も2030年までを目標としたプラスチックごみゼロの実現など、世界に誇れる環境先進都市を目指した多角的な取り組みを進めていく必要があります。
- ・環境美化及び河川愛護と森林保全について市民や団体との協力により活動を推進してきました。今後も、関心を高め、主体的な活動を促進していく必要があります。

### 【施策の方向性】

市民・関係団体との連携により、森林普及啓発や河川の整備や維持管理などを進めるとともに、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指す取り組みをきっかけとして、「環境×経済×社会」が一体となった持続可能性を向上させる環境にやさしいまちづくりを目指します。

- 1 自然環境の保全と整備
- 2 「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の推進
- 3 市民活動の推進

### 【具体的施策】

#### 1 自然環境の保全と整備

##### 環境の保全と創造

取組主体：協働

環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向を示した亀岡市環境基本計画に基づく取り組みを推進します。

##### アユモドキの保護保全及び生物多様性の維持保全

取組主体：協働

アユモドキの保護保全活動を協働で実施し、アユモドキが安定して生息できる環境を創出するとともに、希少な野生生物の生物多様性の維持保全を図ります。

##### 環境、生態系にやさしい水辺環境づくり

取組主体：行政

護岸工事などの際、環境にやさしい工法工種を採用し、豊かな生態系の復活を図ることにより、自然とのふれあいの場を提供する施設を整備します。

## **安全・安心を守る環境保全監視活動の実施**

取組主体：**協働**

環境保全監視活動を実施し、市民の公害不安の解消と安全・安心の確保を図ります。

## **2 「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の推進**

### **漂着ごみ発生抑制に関する環境保全啓発**

取組主体：**協働**

「川と海つながり共創プロジェクト」と連携した、環境教育・漂着ごみ調査・清掃活動事業「保津川の日」を行うなど、市民、NPO、事業者、行政との協働による漂着ごみ発生抑制に向けた環境保全啓発活動を推進します。

### **エコバッグ持参率 100%を目指す取り組みの推進**

取組主体：**協働**

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の施行により、エコバッグ持参率の向上とごみの減量化を推進し、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指します。

### **ペットボトルの削減を目指す取り組みの推進**

取組主体：**協働**

公共施設や市内店舗と連携し、マイボトルで亀岡のおいしい水を給水できる給水スポットづくりを推進します。

### **環境先進都市・亀岡のブランド力向上**

取組主体：**協働**

積極的かつ多様な環境保全活動を展開するとともに、環境教育の推進や環境と芸術とのコラボレーションにより新たな価値を創造するなど、「環境×経済×社会」が一体となった持続可能なまちづくりを進めることで、亀岡の魅力向上につなげます。

## **3 市民活動の推進**

### **環境美化意識に関する新たな仕組みづくり**

取組主体：**協働**

ポイ捨て防止重点地域であるJR各駅及びトロッコ亀岡駅周辺を中心とした清掃活動を実施するとともに、「エコウォーカー」による清掃活動の拡大を図ります。

### **河川愛護団体の育成及び活動支援**

取組主体：**協働**

河川清掃や美化活動に支障をきたすことがないよう河川内を整備するとともに、案内板の設置や河川愛護団体の育成など、河川への関心を高める活動を支援します。

### **森林普及啓発などの活動団体の支援充実**

取組主体：**協働**

関係団体と連携し、森林普及啓発などの活動団体の支援の充実を図ります。

## 第4節 公園・緑地

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・緑による豊かさが実感できる生活環境を形成するため、公共施設の緑と住宅や社寺などの民有地の緑を有機的につなげ、一体的な整備・保全をしていくため、市民・企業・行政が協働して緑豊かなまちづくりを推進していく必要があります。
- ・「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想」により、原風景や豊かな自然、地域資源を大切にし、花と緑があふれ住む人が誇れるまちづくりを推進していく必要があります。
- ・都市計画公園の計画的な整備を多様な市民ニーズを捉え促進するとともに、身近で親しまれる公園・緑地の適切な配置を推進する必要があります。
- ・計画的な施設更新のほか、適切な点検や維持管理により、安全安心で市民に親しまれる公園の環境整備に努めます。
- ・都市緑化を推進するため、公益財団法人亀岡市都市緑花協会と連携し、市民への普及啓発活動や市民参加の取り組みを促進する必要があります。

### 【施策の方向性】

市民・企業・行政の協働により、豊かな自然環境と地域の特性を活かした潤いのある緑のまちづくりを進め、公園・緑地の適切な維持管理と地域緑化を推進します。また、地域のにぎわいと交流のある拠点を整備します。

- 1 公園・緑地整備の推進
- 2 公園・緑地などの適切管理
- 3 市民参加による地域緑化の推進

### 【具体的施策】

#### 1 公園・緑地整備の推進

##### 都市計画公園整備の推進

取組主体：行政

JR亀岡駅の北側に位置する「京都・亀岡保津川公園」をグリーンインフラとして整備を進め、この地の原風景や自然環境を保全し、自然とふれあい、農業体験ができる公園整備を推進します。また、南郷公園の再整備を行い、広場の芝生化などにより、隣接する亀山城址とともに市民に一層親しまれる空間づくりを推進します。

##### 多機能な公園整備の推進

取組主体：行政

「府立京都スタジアム」の東側に隣接する公園にフットサル場やスケートボード広場を整備するなど、利用者のニーズを捉え、アウトドアや多様なスポーツ環境を提供できる公園整備を推進します。

##### 身近な公園・緑地の整備

取組主体：行政

民間開発や土地区画整理事業により、身近な公園の適正配置と住む人のニーズに合った公園整備を促進します。



## **2 公園・緑地などの適切管理**

### **施設の適切な維持管理**

取組主体：**行政**

公園施設長寿命化計画に基づき、緊急性・優先性の高い施設から改修を行うとともに、適切な点検や維持管理により事故の未然防止に努め、安全安心で快適に利用できる環境維持に努めます。また、開発公園については、地元との連携により適切な維持管理を支援します。

### **公共施設の緑化の推進**

取組主体：**行政**

駅前広場や主要道路の街路樹や緑地などの適切な維持管理や花の植え付けにより、美しい街並みの形成に努め、市民や来訪者が安らぎと潤いを感じられるまちづくりを推進します。

## **3 市民参加による地域緑化の推進**

### **花と緑のイベントの展開**

取組主体：**協働**

潤いと安らぎのあるまちづくりや花づくりを通じたコミュニティの形成に向け、「花と緑のフェスティバル」や「オープンガーデンかめおか」を開催し、「公益財団法人亀岡市都市緑花協会」と連携し、民有地緑化の推進など花と緑のまちづくりの普及啓発を促進します。

### **わがまちの花と緑のまちづくりの推進**

取組主体：**協働**

市民参加によるウエルカムガーデン、スポットガーデンづくりや「わがまちの花づくり事業」、「かめおか桜守の会」の活動など、市民、NPO、学校、企業などとの連携による花と緑のまちづくりを推進します。

# 第1節 商業

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・消費の市外流出が一段と顕著になる状況で、計画に基づき活性化や支援を行いました。「府立京都スタジアム」に訪れる客層の取り込みや既存商店などへ呼び込む仕組みづくりとともに、小規模・中小事業者への支援が必要です。
- ・大規模小売店舗の顧客の争奪が激しさを増し、中心市街地においても空洞化が進むなか、活性化や「**南丹地域商業ガイドライン**」に基づく誘導及び商業拠点の確立を支援していますが、大規模小売店と個店の役割分担による共存を図り、商業拠点の創出を促進する必要があります。
- ・特産品開発・販売や地域ブランドの確立に向け、商業・サービス業などにおける、創業支援や財政的支援が必要です。また、関係機関・団体と今後一層の連携を進める中で、継続的な協議・検討を行うとともに、地域経済の活性化を進めていく必要があります。

### 【施策の方向性】

商工会議所や商店街、関係機関・団体などと連携しながら、スタジアムに訪れる新たな客層を市内に取り込むにぎわい活性化の仕組みづくりや時代ニーズに即したサービスの提供を促進するとともに、小規模・中小事業者を支援します。また、産学官連携などにより、特産品開発や地域ブランドの確立に向け、新たな産業・技術開発を支援します。

- 1 「府立京都スタジアム」を核とした商店街などの活性化
- 2 小規模・中小事業者の支援
- 3 商業拠点の創出
- 4 産学官連携及び農商工連携の推進

### 【具体的施策】

#### 1 「府立京都スタジアム」を核とした商店街などの活性化

##### 「府立京都スタジアム」を活用した誘客の推進

取組主体：**協働**

スタジアムを核とした来訪者を既存商店などに誘導する仕組みづくりやキャッシュレス決済など時代ニーズに即したサービスの提供などを支援します。また、「かめきたサンガ広場」などを活用した商店街や各種団体などによるイベントやマルシェなどのにぎわいづくり支援により、まちの活性化を促進します。

#### 2 小規模・中小事業者の支援

##### 小規模・中小事業者の支援

取組主体：**行政**

市及び関係団体などの広報媒体を活用し、融資制度、補助制度の周知を推進するとともに、小規模事業者間の連携を促進します。また、「亀岡商工会議所」などを通じ、新規創業相談や伴走支援、地域ブランドの確立に向けた新商品開発や新たな販路開拓などを支援します。

### **3 商業拠点の創出**

**「南丹地域商業ガイドライン」に基づく適正誘導及び商業拠点づくりへの支援** 取組主体：**協働**

関係団体との協議などを踏まえ、ＪＲ馬堀駅から千代川駅間における商店街など駅周辺地域の活性化や観光誘客の一層の促進を促し、地域にふさわしい大規模小売店と個店の役割分担による共存を図り、商業拠点の創出を促進します。

### **4 産学官連携及び農商工連携の推進**

**産学官連携及び農商工連携の推進体制の確立** 取組主体：**協働**

大学、企業、生産者など関係者による検討協議の場を設けるとともに、特産品開発や地域ブランドの確立に向けた継続的な支援と体制づくりを推進します。

## 第2節 工業

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・企業訪問や企業座談会の実施による企業との良好な関係構築、企業立地促進条例の活用により新規立地や規模拡大を奨励し、市税収入の増収を図るとともに、雇用の拡大を図り、地域の活性化につなげました。優遇措置の充実や企業との情報共有により、既存企業の事業拡大や人材確保を支援し、市外への流出を防止することが必要です。
- ・現在は「篠インターチェンジ（ＩＣ）」周辺に新たな工業団地が形成されていますが、今後も空き用地などの把握に努め、京都府など関係機関と連携した積極的なＰＲ活動が必要です。
- ・現在の産業構造においては、人口規模に依存した業態が総生産の上位を占めており、今後見込まれる人口減少に耐えるためには、地域の強みとなる付加価値の高い産業を戦略的に集積する必要があります。

### 【施策の方向性】

優良な企業を誘致するとともに、既存企業の規模拡大や新産業の創出を支援することにより、地域の強みとなる付加価値の高い産業の振興を推進します。また、有益な情報収集や発信の機会を充実させることにより、企業との連携強化を推進します。

#### 1 企業誘致の促進

#### 2 既存企業の定着促進

#### 3 産学官連携の推進

### 【具体的施策】

#### 1 企業誘致の促進

##### 工業適地の情報発信

取組主体：協働

京都縦貫自動車道のＩＣ周辺工場用地に関する情報収集を行い、京阪神地区をはじめ、近畿圏・全国への情報発信を推進します。

##### 企業立地への支援

取組主体：協働

企業立地基盤の整備を促進するとともに、企業立地に対する優遇措置の要件緩和及び新たな措置を講じ、ベンチャー企業をはじめとする様々な企業が立地しやすい条件の充実を図ります。

#### 2 既存企業の定着促進

##### 企業ニーズの把握と信頼関係の構築

取組主体：行政

企業訪問活動や企業との懇談会を通じて情報収集を行い、企業との信頼関係を構築企業するとともに、企業ニーズに迅速に対応することにより既存企業の定着促進に努めます。

#### 3 産学官連携の推進

##### 付加価値の高い産業の創出

取組主体：協働

「京都先端科学大学」との連携による新たな産学官連携拠点の構築や、既存企業の成長・発展を促し、付加価値の高い産業の創出を推進します。

地域産業を支える社会人エンジニアなどの人材育成や若者の市内企業への就職・定住の促進など、企業人材の育成・確保を支援します。

## 第3節 観光

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・市内各所の観光資源や店舗を面的に結ぶ着地型・滞在型の観光商品の開発、古民家や「森のステーションかめおか」などの地域資源を活かした魅力づくりに努めてきました。観光客が市内各所に回遊する仕組みづくりやスポーツ観光の推進、観光コンテンツの周知が今後の課題となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の生活様式が急速に変化し、その変化に対応する観光推進事業が必要となります。
- ・明智光秀が主人公の大河ドラマ「麒麟がくる」の放送にともない、各種団体及びゆかりの他自治体と連携し、大河ドラマ館を核とした観光施策を推進しました。今後は大河効果を一過性のものとし、戦略が必要です。
- ・情報発信では、関係団体と連携した広域観光キャンペーンや多様なメディアを活用した国内外へのPRを推進してきましたが、こうした取り組みは今後も継続していく必要があります。
- ・多言語表示の観光案内看板などにより環境を整備するとともに、「一般社団法人亀岡市観光協会」を中心とした観光振興の体制を構築してきました。今後は、観光地としての雰囲気づくりに加え、「一般社団法人森の京都地域振興社」を含めた体制を強化し、ホスピタリティのある市民や観光事業者による観光振興を推進していくことが必要です。

### 【施策の方向性】

世界的な観光都市に隣接する地理的条件や、豊かな自然・農産物、特色ある歴史・文化を活かし、関係機関などとの連携や、市民一人ひとりが亀岡の観光PR大使となり、「光秀公のまち亀岡」をキーワードに「三大観光（『嵯峨野トロッコ列車』・『保津川下り』・『湯の花温泉』）」や「府立京都スタジアム」を中心とした観光振興を推進するとともに、「森のステーションかめおか」の利用を促進します。また、観光PR活動を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症により急速変化した生活様式に対応するための施策を進めます。

- 1 観光資源の活用・整備
- 2 観光PR活動の推進
- 3 観光地の意識づくりと市民参画
- 4 観光振興体制の強化

### 【具体的施策】

#### 1 観光資源の活用・整備

##### 観光資源の魅力の向上

取組主体：協働

新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に対応し国内外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、「三大観光」をはじめ、「府立京都スタジアム」や「桂川舟運歴史体験・展示施設」といった新たな観光拠点のほか、本市の豊かな自然や農産物、歴史ある伝統文化のさらなる発掘と見直しを関係者との連携により推進します。

### **観光資源のネットワーク化の推進**

取組主体：**協働**

関係機関と連携・協力し、「三大観光」及び「府立京都スタジアム」を中心とした周遊観光の仕組みづくりを推進します。

### **「光秀公のまち亀岡」の確立**

取組主体：**協働**

大河ドラマ効果が一過性のものとならないよう、「光秀公のまち亀岡」としての魅力を売り込む観光PR、地域のおもてなし力の向上など、持続的な観光振興施策を実施します。

### **体験・滞在型観光の推進**

取組主体：**協働**

空き家を活用したゲストハウスや農家レストランを活用した観光客誘致、ガーデンツーリズムやアグリツーリズム、スローフード、匠、職人との交流の場など、滞在型の地域資源の活用や積極的なPRにより、観光推進に取り組みます。

### **「森のステーションかめおか」の魅力の向上**

取組主体：**行政**

「森のステーションかめおか」において、サービスの向上を図るとともに、インターネット予約サイトの充実やPR活動の推進を図り、ホームページの充実などを通じて「鳥の巣ロッジ」や「カメロックス」などの利用促進に努めます。

### **スポーツ観光の推進**

取組主体：**協働**

豊かな自然環境を活かしたスポーツフィールドとしてのイメージを定着させるとともに、「する・観る・支える」の視点から本市の魅力あるスポーツ資源を最大限に活用し、人々の交流を呼び起こすことで、観光振興を推進します。

### **「亀岡まるごとスタジアム構想」の策定と推進**

取組主体：**行政**

豊かな自然が魅力の亀岡の山や川を活かした誰もが楽しむことの出来るアウトドアアクティビティの情報を発信し、「府立京都スタジアム」を中心とした様々なアウトドアアクティビティや各種スポーツを楽しむことが出来る環境づくりを推進します。

## **2 観光PR活動の推進**

### **観光「亀岡」のPR**

取組主体：**協働**

亀岡の新たな魅力づくりを進めるとともに、関係機関との連携によりインターネットなどの多様なメディアを活用し、全国へ観光「亀岡」を発信します。

### **広域観光圏の情報発信強化**

取組主体：**協働**

「大丹波連携推進協議会」、「大河ドラマ『麒麟がくる』推進協議会」のほか、「宇治・亀岡・舞鶴観光連携協定」などの活動などを通じて、交通アクセスの利便性の向上により身近になった「京都・丹波」地域の観光資源をより効果的に観光客にPRし、観光誘客を図ります。

### **国内外からの誘客**

取組主体：**協働**

観光入込客数・観光消費額の拡大を目指し、関係機関や近隣都市と連携するとともに、ICT化を推進することにより、外国人観光客をはじめ、首都圏や中部地方、京阪神などからの誘客を図ります。

## メディアの活用の充実

取組主体：協働

「亀岡市フィルムコミッション」としてロケ誘致や取材協力などを行い、幅広い媒体で活用されることで、本市の魅力の向上を図り、誘客や経済の活性化につなげます。また、「京都・かめおか観光PR大使」による情報発信に努めます。

## 3 観光地の意識づくりと市民参画

### 観光地にふさわしい環境整備とホスピタリティの育成

取組主体：協働

多言語表示による観光案内板などのサイン整備や観光マップなどの充実のほか、「府立京都スタジアム」周辺におけるローカル5Gの活用や市内の無料Wi-Fiスポット整備個所の周知を図るなど、観光ホスピタリティの育成・向上を推進します。

### 市民主体の観光まちづくりの推進

取組主体：協働

観光振興ビジョンによる住民・民間団体の主体的な取り組みのさらなる促進及び、「一般社団法人亀岡市観光協会」の組織強化を図ります。また、地域住民や事業者と協力し、点在する観光資源や交通拠点を結ぶレンタサイクルなどで結ぶ取り組みを推進します。

## 4 観光振興体制の強化

### 観光関連団体の強化

取組主体：協働

「一般社団法人亀岡市観光協会」及び「一般社団法人森の京都地域振興社」を中心とした推進体制の強化を検討します。



## 第4節 農業

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・ 農業の経営安定化と基盤強化に向けた取り組みを行ってきましたが、農業者の高齢化や経営の大規模化など農業構造が変化しており、さらなる地域の担い手育成と組織化の促進、農地集約の一層の推進やほ場整備事業の早期完了、調査による遊休農地・耕作放棄地の解消そして営農主体の経営力強化が必要です。
- ・ 農業集落の施設・環境については、地域組織による維持管理の支援、長寿命化及び防災・減災、老朽化が深刻なため池の改修などにより、災害リスクの軽減を図る必要があります。
- ・ 鳥インフルエンザや豚熱については、京都府との連携により対応体制を構築してきましたが、今後も連携強化が必要です。
- ・ 農業分野においても使い捨てプラスチックごみの排出が課題となっており、人と環境にやさしい農業の推進が必要です。
- ・ 多様な農業や特産品の振興に取り組んでいますが、耕地面積の減少抑制が課題です。また、「亀岡牛」について、安定供給・流通体制の強化及びブランド化に取り組む必要があります。
- ・ 農産物直売所について、農業や農産物に関心が低い層への亀岡農業の魅力を発信する取り組みを進める必要があります。
- ・ 農作物の鳥獣害被害削減のため、亀岡市猟友会との連携により有害鳥獣の駆除を実施してきましたが、今後も被害防止の充実・強化が必要です。

### 【施策の方向性】

地域の実情に合わせた農業振興及び集落機能の維持向上を図るとともに、ほ場整備や耕作放棄地の解消、担い手づくり、経営体の強化、持続的な農業を進めます。また、農業用ため池改修に向けた防災減災対策を推進し、**家畜伝染病への対応体制の構築を強化します。**

多様な農業と特産品の振興や耕種農家と畜産農家の結び付け・消費者の巻き込み、直売所活動の推進により、農畜産業の振興を推進します。また、鳥獣による農林産物の被害防止を推進します。

- 1 営農組織と人材の育成
- 2 農業基盤の強化
- 3 多様な農業の振興
- 4 特産品の振興
- 5 有害鳥獣対策の推進

### 【具体的施策】

#### 1 営農組織と人材の育成

##### 認定農業者と営農組織の育成

取組主体：行政

地域の中心的な担い手となる認定農業者の育成・強化及び集落営農の組織化に向けた取り組みを支援します。

## 新規就農者への支援

取組主体：協働

栽培技術の研修など農業を始めるために必要な取り組みや、地域における仲間づくりなど就農後の定着に向けた取り組みを支援します。

## 2 農業基盤の強化

### 農地集約化の推進

取組主体：行政

農業経営の効率化に向け、農地中間管理事業を活用し、担い手農家などへの農地の利用集積拡大を推進します。

### ほ場整備の推進

取組主体：行政

ほ場整備により農業基盤の整備を行うことで、担い手への農地の集約化を図り、地域での集落営農を進めます。

### 耕作放棄地の利用促進

取組主体：協働

耕作放棄地の発生は、自然環境の保全や良好な景観の形成を図る上でも大きな弊害となるため、市内の全農地を対象に調査を実施し、遊休・荒廃農地の利用意向を把握するとともに、農地中間管理機構など関係団体の協力により、遊休農地の解消を図ります。

### 農業用施設の維持管理の促進

取組主体：市民

地域の活動組織による農地や水路などの施設の維持管理・整備改修を促進します。

### 防災減災対策の推進

取組主体：協働

近年発生したため池決壊による人的被害をふまえ、今後10年以内に緊急的に防災重点ため池整備などを実施する「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、本市においても緊急度の高いため池の改修推進による安全性の向上と長寿命化を進め、災害リスクの軽減を図ります。

### 自然災害などに対する意識の啓発

取組主体：協働

安心安全マップ（ハザードマップ）の作成による、ため池決壊時における氾濫区域及び避難場所や避難経路の情報共有並びに施設の適正な管理体制を強化し、大惨事に見舞われた平和池決壊などの水害を二度と繰り返さないよう意識の啓発を図ります。

### 家畜伝染病への対応

取組主体：行政

鳥インフルエンザや豚熱については、日常からも確実に情報共有し、発生した場合の被害を最小限に抑制できるよう、京都府との連携による対応体制の構築を強化します。

## 3 多様な農業の振興

### 水田を有効に活用した農業の多様化

取組主体：協働

国などの農業施策を検討・実施する場である「亀岡地域農業再生協議会」を中心に、地域への情報提供を行いながら、農業の多様化を進めるとともに、持続的な農業を推進します。

### 亀岡産農産物の高付加価値化

取組主体：協働

耕種農家と畜産農家の連携や有機農業の取組など、人と環境にやさしい農業を推進します。  
また、農業と商業、観光、芸術など他業種との連携・交流による農の6次産業化を図ります。

## 4 特産品の振興

### 特産品の生産振興

取組主体：事業者

「亀岡市農業振興協議会」において、ビール大麦・小豆の研修や視察を行い、農業者の生産意欲向上を促進します。また、「京都丹波米良食味推進協会」に参画する中でおいしいお米づくりの普及促進に努めるとともに、市も構成員となっている「南丹地域特産物育成協議会」と連携しながら、「京のブランド産品」をはじめとしたブランド野菜などの生産拡大を図ります。さらに、市内の地域の特産となっている地場産農産物の育成を支援していきます。

### 亀岡牛の安定供給体制の強化

取組主体：事業者

食肉センターにおけるHACCP（ハサップ）手法による衛生管理導入や、と畜頭数の増加による亀岡牛の安定供給体制の強化を推進し、併せてPRを実施する中で、さらなるブランド振興と消費拡大を図ります。また、生産基盤である畜産農家の施設や、「土づくりセンター」の施設・機械などを整備します。

### 堆肥の活用

取組主体：事業者

「土づくりセンター」において、落ち葉・剪定枝を活用した堆肥や有機農業やオーガニック農業などに使用できる堆肥を研究し、自然循環型農業における土づくりの実践に向けて取り組みます。

### 農産物直売所の支援

取組主体：行政

農産物直売所を生産者と消費者をつなぐ交流の場として位置づけ、運営支援を図るとともに亀岡農業の魅力発信に努めます。

## 5 有害鳥獣対策の推進

### 有害鳥獣捕獲の推進

取組主体：協働

「亀岡猟友会」や有害鳥獣対策組織などに協力を得て、有害鳥獣捕獲を推進するとともに、地域コミュニティ単位での有害鳥獣捕獲を支援します。

## 第5節 林業

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・「亀岡市里山再生整備事業」などにより、危険木及び崩土など除去経費の支援を行い、荒廃した森林の整備を実施しました。森林の健全な成長を促進し生産性の向上だけでなく、防災、景観、生物の生息、そして地球温暖化防止のために様々な手段を利用し保全することが必要です。
- ・森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給などの多面的機能を有しており、生活に大きく貢献するとともに、土砂災害の防止、レクリエーションの場の提供など多種多様な機能があり、その活用に取り組む必要があります。
- ・木材需要の低迷や集落人口の減少などから林業就業者が不足しており、現場作業員やプランナーをはじめ、新たな担い手の確保・育成が課題となっています。
- ・多くの森林所有者が林業経営の意欲を持てずにいる一方で、民間事業者の事業規模拡大のための事業地確保を課題としています。
- ・林産物被害を削減できるよう、亀岡市猟友会などと連携しながら、有害鳥獣の駆除の実施をしました。今後も被害防止対策の充実・強化が必要です。

### 【施策の方向性】

林業生産物の生産性向上、防災、景観、生物の生息、地球温暖化防止のため森林の整備・保全や担い手育成及び森林経営管理制度の運用を進めるとともに、鳥獣による農林産物の被害防止を推進します。

#### 1 森林整備の推進

#### 2 有害鳥獣対策の実施

### 【具体的施策】

#### 1 森林整備の推進

##### 森林整備の促進

取組主体：行政

森林の健全な成長の促進と良好な生活環境を確保するとともに、森林施業の省力化、コスト低減を促進します。

##### 魅力的な里山の再生・整備の推進

取組主体：行政

自然とふれあうレクリエーションの場や環境教育の場としての価値、緑の森が人々の心にうるおいをもたらす景観的な価値、さらには生物の多様性を守る空間として里山林の価値を持った、魅力的な里山の再生・整備を推進します。

##### 林業・森林保全の担い手育成

取組主体：協働

「亀岡市森林組合」と連携を行い、林業事業就業者の人材育成を推進します。

##### 森林経営管理制度の運用の推進

取組主体：協働

森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築し、森林の経営管理を確保する森林経営管理制度の運用を推進します。

## **2 有害鳥獣対策の推進**

### **有害鳥獣捕獲の推進**

取組主体：**協働**

「亀岡猟友会」や有害鳥獣対策組織などに協力を得て、有害鳥獣捕獲を推進するとともに、地域コミュニティ単位での有害鳥獣捕獲を支援します。

## 第6節 労働

---

### 【現状と取り組むべき課題】

---

- ・企業との情報交換や連携を図り、企業訪問や企業座談会などを通じて雇用情報の収集や企業に対する地元雇用の拡大・安定化を促進するとともに、「京都先端科学大学」において合同企業説明会を実施しました。少子高齢化のなか、人材不足が顕在化しており、企業との更なる連携と情報交換をするなかで、人材確保を支援する対策が必要です。
- ・ハローワークや京都府、関係団体などと連携し、就職個別相談会を実施しました。関連団体と連携を深め、きめ細かな充実した事業を展開するとともに、国・府の制度活用などによる雇用対策が必要です。

### 【施策の方向性】

---

経済状況や雇用情勢に関わらず、市民の安定した暮らしを守るため、常に状況を把握し、ニーズに即した対応を充実させ、市内企業への就労を支援することにより、安定した雇用の確保を推進します。

- 1 企業との連携強化
- 2 就労支援の充実
- 3 雇用対策の推進

### 【具体的施策】

#### 1 企業との連携強化

##### 地元雇用の促進

取組主体：協働

定期的な企業訪問や懇談会などを通じ、情報を共有することにより、企業による地元雇用の拡大・安定化を促進します。

##### 人材確保の促進

取組主体：協働

市内外に向けた企業情報の発信や、雇用対策に関するセミナーなどを開催することにより、企業における人材確保を促進します。

#### 2 就労支援の充実

##### 就労相談の充実

取組主体：協働

求人関連情報の提供及び就労に関するセミナーなどの開催により、求職者への就労支援の充実を図ります。

#### 3 雇用対策の推進

##### 安定した雇用の促進

取組主体：協働

企業や関係団体などとの連携により、経済情勢・雇用情勢を的確に把握し、状況に応じて国・府の制度活用などによる雇用対策を推進します。

# 第1節 道路

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・本市を取り巻く広域道路網が飛躍的に向上し、市内においても主要道路などの整備により道路網の充実を図ってきましたが、豪雨時の通行止めによる「陸の孤島化」や「国道9号」の慢性的な交通渋滞が課題であり、交差点改良の促進や市内道路網の充実、観光・物流・防災面で重要な阪神への広域幹線道路のさらなる整備・改良と、京都市への新たなルートの確保が必要です。
- ・主要生活道路及び車のすれ違いや緊急車両の通行が困難な狭小道路の整備を行い、既存道路の機能向上と通行の安全確保が必要です。
- ・各地の恵まれた自然や景観に配慮した地域にふさわしい道路整備を地域住民との協働により促進することが求められています。
- ・段差のない歩道の整備や安全施設の設置を進め、誰もが安全で歩きやすい道づくりが必要です。
- ・定期的な道路パトロールの実施など適切な維持管理により、良好な道路環境を維持するとともに、高齢化などにより負担となる認定外道路の再整備などへの支援を行う必要があります。
- ・道路施設の老朽化が進む中、費用対効果の高い維持管理に努める必要があります。

### 【施策の方向性】

円滑で活気に満ちた都市活動と安全・安心で快適なまちづくりを支える強靱な道路網の計画的かつ効果的な整備を推進するとともに、地域の課題に対応し、歩行者の視点に立った誰もが安全で利用しやすい道路整備を推進します。また、既存の道路施設を有効利用するため、維持管理の徹底を図ります。

- 1 広域幹線道路の整備
- 2 生活道路の整備
- 3 誰もが安全で利用しやすい道づくり
- 4 道路施設の適切な維持管理

### 【具体的施策】

#### 1 広域幹線道路の整備

##### 国・府道の整備促進

取組主体：行政

「国道9号」については、歩道の整備や交通渋滞緩和に向けた交差点改良の整備を促進するとともに、京都市への新たなルートの事業化に向け関係市町と連携し取り組みます。また、阪神地域とのネットワーク強化に向け、「国道372号」、「国道423号」、「国道477号」の整備を促進します。さらに、市内の道路網を形成し、周辺地域との連携を高める京都府管理の主要地方道、一般地方道の整備を促進します。

##### 地域高規格道路の実現

取組主体：行政

阪神地域と南丹地域を結ぶ「京都中部阪神連絡道路」の実現に向け、沿線自治体や経済界と連携し取り組みます。

## 2 生活道路の整備

### 主要生活道路及び狭小道路などの整備

取組主体：行政

集落間を連絡する主要道路の整備や生活に密着した狭小道路の改良を進めるとともに、準市道及び認定外道路の整備を支援します。

### 市内道路ネットワークの充実

取組主体：行政

市内の円滑な交通処理と利便性の向上のため、「国道 9 号」の渋滞緩和に寄与する道路や都市計画道路の整備を促進し、道路網の充実を図ります。

### 地域にふさわしい道路整備

取組主体：協働

亀岡駅前通りのシンボルロード整備や旧城下町など各地域の周辺環境や景観に配慮した道路整備を進めるため、道路緑化や修景面に配慮した舗装改良、電線類の地中化に住民との協働により取り組みます。

## 3 誰もが安全で利用しやすい道づくり

### 歩道の整備とバリアフリー化

取組主体：行政

高齢者や障がい者など誰もが歩きやすい歩道の整備や段差解消による、道路のバリアフリー化を推進するとともに、健康増進の面から推奨されているウォーキングがしやすい環境整備に努めます。

### 交通安全対策の推進

取組主体：行政

通学児童などの歩行者の安全確保のため、学校・PTA・地域などと連携し、防護柵などの安全施設の設置や路肩のカラー化、車のスピード抑止策などを講じ、誰もが安全で通行しやすい道づくりを推進します。

## 4 道路施設の適切な維持管理

### 適正な道路管理の推進

取組主体：協働

定期的な道路パトロールや地域との連携による適切な維持管理により、道路の破損などによる事故の未然防止と良好な道路環境の維持に努めます。

### 道路施設の長寿命化の推進

取組主体：行政

橋梁や舗装の長寿命計画に基づく予防保全や道路照明のLED化などにより、維持管理と更新に要する全体コストの縮減に努めます。



## 第2節 公共交通

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・ JR山陰本線（嵯峨野線）の複線化が完成し鉄道の高速化が進みましたが、さらなる駅利用者の利便性の向上と「府立京都スタジアム」運営に伴う交流人口増加への対応が必要です。また、亀岡駅南の交通広場は、バス・自家用車などが混雑する状況がみられ改善が求められています。
- ・ 計画に基づいて、ふるさとバス・コミュニティバス・路線バスの利便性向上や、まちづくりなどの地域戦略と一体となった持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスの形成に努めており、今後も継続的に取り組む必要があります。
- ・ 少子高齢化社会に対応した公共交通網の形成・公共交通空白地域の解消や観光客を公共交通利用に取り組み、地域のにぎわい創出・活性化につなげる必要があります。
- ・ 市民の自家用車の利用率が高いことで交通渋滞の発生し、バスの定時性が崩れることが利用者減少の要因のひとつとなっているため、公共交通の利用を促進することが必要です。

### 【施策の方向性】

市民の通勤・通学をはじめ移動を支えるJR山陰本線の利便性向上や、「府立京都スタジアム」による交流人口増加への対応、鉄道と駅利用者の利便性向上を図ります。また、まちづくりと整合のとれた公共交通網を構築するとともに、「亀岡市地域公共交通網形成計画」に基づき、市民のニーズや社会環境の変化への対応を推進します。

- 1 鉄道と駅利用者の利便性向上
- 2 地域に根ざした持続可能な公共交通の実現

### 【具体的施策】

#### 1 鉄道と駅利用者の利便性向上

##### 鉄道利便性の向上

取組主体：協働

馬堀駅への快速の停車や輸送本数の増加など、鉄道サービスの向上と「府立京都スタジアム」でのスポーツイベント開催時における臨時便の増発や車両の増結について事業者へ要請します。

##### 駅舎機能の維持・向上

取組主体：行政

亀岡市への来訪者を迎える玄関口でもある亀岡駅自由通路について、デジタルサイネージによる情報発信や多言語表示によるサイン類への更新など機能の充実と適正な維持管理に努めるとともに、千代川駅における東西自由通路の整備による利便性の向上とバリアフリー化を進めます。

##### 駅前広場の交通結節点機能の維持

取組主体：行政

駅前広場の良好な環境を維持するため、放置自転車の撤去保管や放置者への指導などによる対策を行うとともに、送迎用スペースにおける違反車両などへの指導啓発活動を進めます。また、亀岡駅前広場は、駅北地区の新たなまちづくりによる交通体系の見直しや駅南地区におけるロータリーの改善など利便性の向上に取り組めます。

## 2 地域に根ざした持続可能な公共交通の実現

### まちづくりと一体となった総合的な公共交通ネットワークの形成 取組主体：協働

コンパクトなまちづくりを目指し都市機能を誘導する都市核と地域コミュニティ核を結び、地域活性化への貢献や観光振興による交流人口の拡大を促進できる総合的な公共交通ネットワークの形成を推進します。

### 地域の協働と連携で支え合う公共交通体系の構築 取組主体：協働

人口減少や高齢化が進む中、公共交通空白地域を解消し、地域公共交通を確保・維持していくため、「地域の交通は地域で支える」という機運を醸成し、地域主体型交通の導入を促進するなど、地域住民、交通事業者、行政が協働し、需要と運行のバランスのとれた持続可能で交通弱者に配慮した公共交通体系の構築に努めます。

### モーダルシフト推進による公共交通の利用促進 取組主体：協働

環境負荷の軽減や健康、経済的側面からもモーダルシフト（環境負荷の低い輸送・移動手段への切り替え）を推進し、各地で実証実験も行われているMaaSや自動運転などの新技術も検討する中で公共交通の利用促進に努めます。

## 第3節 河川

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・ 桂川改修は、上下流バランスに配慮しながら河川整備が進められてきました。さらなる治水安全度の向上に向け、嵐山地区の治水対策事業の進捗と整合を図り、京都府の計画に基づく段階的な整備促進を図れるよう河川管理者と連携した取り組みが必要です。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減に向け、中小河川の早期整備が求められています。また、支障となる樹木の伐採や堆積土砂の除去などの適正管理により流下能力の維持を図ることが必要です。
- ・ 河川を市民の憩いや観光資源として利用するため、高水敷や堤防敷の有効利用や親水性をもった水辺空間づくりが求められています。
- ・ 多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境の保全・再生や景観に配慮した河川整備が必要です。

### 【施策の方向性】

さらなる治水安全度の向上のため、桂川の段階的な整備要望活動を、地元などと連携し推進します。

また、安全・安心な川づくりを目指し、市内を流れる中小河川の改修を促進するとともに適正管理による流下能力の維持に努めます。河川改修にあたっては、親水性の向上とともに地域に合った河川環境の保全・再生を図ります。

#### 1 桂川治水対策の推進

#### 2 中小河川改修の促進

#### 3 適切な河川環境の保全・再生

### 【具体的施策】

#### 1 桂川治水対策の推進

##### 桂川の整備促進

取組主体：**行政**

京都府の「淀川水系桂川上流圏域河川整備計画」に基づき、上下流バランスに配慮しながら、**本市内の霞堤の段階的な嵩上げなど**河川改修が促進され、治水安全度が着実に向上するよう取り組みを進めます。

#### 2 中小河川改修の促進

##### 中小河川の整備促進

取組主体：**協働**

**七谷川**における天井川区間の解消や、**雑水川など流下能力が不足する区間**の改修を図るため、緊急性に配慮した河川整備の促進と**各河川の内水対策について、事業者などと**連携し取り組みます。

##### 民間開発との連携

取組主体：**協働**

民間開発や区画整理事業、国営緊急農地再編事業との連携により、中小河川改修を効率的に促進します。

### **3 適切な河川環境の保全・再生**

#### **河川の親水性の向上**

取組主体：**協働**

植生や水生生物の生育・生育できる環境に配慮し、自然な河川景観と河川環境の保全・再生を図ります。

#### **桂川堤防・護岸高水敷の活用**

取組主体：**協働**

「保津川かわまちづくり計画」に基づき、整備した桂川左岸の「保津川水辺公園」を利用してのにぎわい創出と桂川右岸高水敷の活用に努めます。

#### **適正な維持管理**

取組主体：**行政**

近年頻発する局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減に向け、支障となる樹木の伐採や堆積土砂の除去などの適正管理により流下断面の確保に努めます。

## 第4節 水道・下水道

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・水道事業においては、老朽管路の計画的な更新とともに、災害への備えとして管路の耐震化や緊急給水拠点の整備を進め、良質な地下水を用いて安全・安心な給水の確保に取り組んできましたが、今後の更新に多額の費用が見込まれる一方、人口減少による収益の減少が予測され、水道施設のダウンサイジングの検討及び維持管理の効率化が必要です。また、水道未普及地域における飲用水の確保の支援にも取り組む必要があります。
- ・下水道事業においては、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のための管渠や処理場の整備を進め、下水道の普及及び水洗化の促進に取り組んできました。
- ・下水道施設の計画的な更新や適正な維持管理の推進とともに、農業集落排水処理施設などの改築更新に合わせた統廃合による効率的な事業運営が必要です。また、「年谷浄化センター」の施設の長寿命化と高度処理施設の整備を進めるとともに、雨水排水施設整備に取り組む必要があります。
- ・水道事業、下水道事業のそれぞれを公営企業会計方式による経営に一元化しました。人口減少や施設更新など今後の経営環境を見据えた点検・評価により、経営健全化に取り組むことが必要です。
- ・上下水道料金について新たな収納方法を導入して、利便性の確保に取り組んできました。今後も、市民の利便性向上に取り組む必要があります。

### 【施策の方向性】

安全で安定した水道水の供給、災害対策の推進による強靱な水道を確保するとともに、健全で効率的な下水道を確保し、災害に強く、快適な生活環境を維持します。また、公営企業会計に基づく適正な経営管理のもと、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上、市民の利便性向上に取り組み、持続可能な水道・下水道事業を推進します。

- 1 安全で強靱な水道の確保
- 2 健全で効率的な下水道の確保
- 3 持続可能な水道・下水道事業の推進

### 【具体的施策】

#### 1 安全で強靱な水道の確保

##### 適切な供給体制の確保

取組主体：行政

将来の事業環境予測をもとに水道施設のダウンサイジングを図りながら、老朽化した水道施設の改築・更新整備を推進します。

##### 水道施設の耐震化の推進

取組主体：行政

地震などの災害時に備え、基幹管路（導水管・送水管・配水管）の耐震化を推進します。

#### 水道未普及地域の飲用水の確保

取組主体：行政

公営水道が整備されていない地域における飲用水などの安定的な供給を確保できるように、開発団地の老朽化した水道管の布設替えや、取水施設の整備に要する費用の支援を継続します。

#### 水道水の利用促進

取組主体：行政

マイボトルに亀岡のおいしい水を給水できる給水スポットづくりを推進し、ペットボトル削減の取り組みと連携して、水道水の安全性やおいしさの情報発信により利用を促進します。

## 2 健全で効率的な下水道の確保

#### 下水道施設の適正管理の推進

取組主体：行政

下水道施設の整備計画に基づき、老朽管更新及び維持管理の適正化を推進します。

#### 下水道施設の統廃合の推進

取組主体：行政

下水道処理施設の統廃合を進め、人口規模や水需要の変動への適切な対応を推進します。

#### 雨水排水施設整備の推進

取組主体：行政

近年の気候変動を考慮した雨水計画の見直しにより、区域内の浸水防除のために雨水排水施設整備を推進します。

#### 「年谷浄化センター」の計画的な整備

取組主体：行政

ストックマネジメント（資産管理）を推進し、適切かつ計画的な改築・更新整備と施設の長寿命化を図ります。また、「大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画」に基づき、窒素・リンなどの排出基準の達成に向けた処理施設を整備するとともに、消化ガスのエネルギー利用など、環境にやさしい施設づくりを推進します。

## 3 持続可能な水道・下水道事業の推進

#### 水道・下水道事業の健全経営の推進

取組主体：行政

経営状況の的確な把握と点検・評価、適切な資産管理により、経営基盤を強化するとともに、将来の経営環境を見据え、必要な財源の確保について検討し、財政マネジメントの向上に取り組みます。

#### 上下水道料金の収納の利便性確保

取組主体：行政

キャッシュレスサービスによる決済サービスや口座振替割引制度の導入に取り組めます。

#### 上下水道部庁舎の移転整備

取組主体：行政

市民サービスのワンストップ化を図るため、上下水道部庁舎の市役所隣接地への移転整備を進めます。

## 第5節 都市計画・都市整備・住環境

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・本市では良好な市街地の整備を図ってきましたが、人口減少や超高齢化社会による市街地の機能低下、集落地における地域コミュニティの維持・形成への影響などが懸念されており、計画に基づき、ＪＲ各駅周辺地区などにおける一層の都市機能の向上や公共交通によるコンパクトなまちづくりが必要です。
- ・京都縦貫自動車道のＩＣ周辺における産業拠点の形成や新たな市街地への土地利用転換を図るなど、地域特性を活かした計画的な市街地整備を促進する必要があります。
- ・条例及び計画に基づき、旧城下町の歴史的町並みの保全や新しい都市景観の創造など、住民の参画による良好な景観の形成に取り組む必要があります。
- ・京都府から開発許可制度に係る事務委任を受け、条例などを制定することにより技術基準の見直しや立地基準の新設・運用を開始しました。今後も適正な開発指導を行う必要があります。
- ・耐震化を促進するなど住宅・建築物の安全性を高めていくことが必要です。
- ・条例に基づいて空き家対策を計画的に進めるとともに、空き家バンク制度による利活用を促進しています。今後も空き家対策の推進と、**空き家バンク制度の拡大**など充実を図っていく必要があります。
- ・老朽化が進行する市営住宅のライフサイクルコストを縮減していくことが必要です。

### 【施策の方向性】

市街地整備にあたっては、土地区画整理事業などの活用により、地域特性を活かした良好な市街地整備を促進します。また、住民の参画により、地域の特性と調和した景観・住環境の維持・活性化を支援するとともに、木造住宅の耐震化支援、空き家の適正管理と活用、市営住宅の適正な供給による住宅の確保・提供を図ります。

- 1 良好な市街地の形成と保全
- 2 安全・快適な住環境の整備
- 3 美しい景観の形成
- 4 空き家の適正管理と利活用
- 5 市営住宅の適正管理

### 【具体的施策】

#### 1 良好な市街地の形成と保全

##### 良好な市街地環境の誘導

取組主体：**協働**

都市計画マスタープラン・立地適正化計画に基づき、安全で快適な市街地環境と機能的な市街地形成を推進するとともに、ＪＲ各駅周辺において、多様な都市機能の誘導・集積を図ります。

##### 計画的な市街地整備の促進

取組主体：**協働**

京都縦貫自動車道のＩＣ周辺における産業拠点の形成など、土地区画整理事業による面的整備を導入し、地域の特性や立地を活かした計画的な市街地整備を促進するとともに地区計画制度を活用した適切な都市基盤施設の配置を図ります。

## **2 安全・快適な住環境の整備**

### **亀岡市宅地開発等に関する条例の運用**

取組主体：**行政**

適正な開発指導を行うため、開発申請手続の手引や技術基準について、事業者などに周知を行い、審査基準の明確化や事務手続きの簡素化を図ります。

### **木造住宅の耐震化の推進**

取組主体：**行政・協働**

広報や学習会、出前講座などによって、市民に耐震の必要性を啓発します。また、新耐震基準を満たしていない昭和56（1981）年以前建築の木造住宅について、耐震診断士の派遣や耐震改修費補助制度により耐震化を推進します。

## **3 美しい景観の形成**

### **良好な景観形成の促進**

取組主体：**協働**

「亀岡市景観計画」に基づき、地域に応じた特色ある景観形成の誘導を行い、新たに景観形成の取り組みを進める地域においては、地域住民との合意形成を図りながら景観形成地区の指定などを行うとともに、助成制度の活用を支援します。

### **市民活動の支援**

取組主体：**行政**

良好な景観づくりを行う団体を「亀岡市景観まちづくり市民団体」に認定し、地域の景観保全・創出への取り組みを支援します。

## **4 空き家の適正管理と利活用**

### **管理不適切な空き家への対応**

取組主体：**協働**

「亀岡市空き家等対策計画」に沿った取り組みの仕組みを適切に運用し、空き家に対する個別対応を行い、問題の解消または緩和を推進します。

### **空き家の利活用の促進**

取組主体：**協働**

相談会の継続的な開催や空き家バンクの効果的な運用により、空き家の利活用を推進します。また、店舗や倉庫など不動産全般への拡大をはじめ、住居にとらわれない制度の拡充を図るとともに、空き家改修への補助金制度などを継続して実施します。

## **5 市営住宅の適正管理**

### **市営住宅の適正な維持管理**

取組主体：**行政**

公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な建替えなどを含め、適正な維持管理を推進します。



## 第6節 火葬場

---

### 【現状と取り組むべき課題】

---

- ・ 亀岡市営火葬場は大規模改修から概ね 20 年が経過しており、火葬炉設備を含めて経年劣化が目立つ中、毎年度保守点検を実施し、計画的な修繕を実施しています。現火葬場は今後、火葬炉設備の大規模改修が必要な状況にあるため、新火葬場整備と整合を図りながら運用することが必要です。
- ・ 現火葬場の老朽化及び火葬需要の増加に伴う火葬炉数の確保が必要な状況にあるため、「亀岡市新火葬場整備基本計画」を策定し、新たな火葬場の整備を推進しています。民間活力を活用した PFI 方式や DBO 方式など、本市の将来的な火葬需要などを踏まえながら、最も相応しい整備手法の検討をすることが必要です。

### 【施策の方向性】

---

亀岡市営火葬場の計画的な修繕と適正な管理を行うとともに、「亀岡市新火葬場整備基本計画」を基本としながら、総合的に計画内容の精査を行い、“亀岡の人と自然が見送る安らぎのある場”とする施設整備をコンセプトとして新たな火葬場整備を推進します。

#### 1 亀岡市営火葬場の適正な管理

#### 2 新火葬場の整備

### 【具体的施策】

#### 1 亀岡市営火葬場の適正な管理

##### 火葬炉を含む設備機器の修繕及び円滑な運営

取組主体：行政

亀岡市営火葬場について、新火葬場の整備時期との整合を図りながら、火葬炉を含め、計画的な修繕及び円滑な運営を推進します。

#### 2 新火葬場の整備

##### 市民ニーズに対応した新火葬場整備の推進

取組主体：行政

増加する火葬件数及び多様化する葬送観に対応するため、新たに動物炉や多目的スペースの整備を図るとともに、待合スペースを整備し、市民が故人を偲びながら過ごせる火葬場施設を整備することとし、民間活力を活用した事業手法の導入を検討します。

## 第7節 情報・通信

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・行政の情報化及び情報通信技術の活用により新しいサービスを開始してきましたが、今後は情報技術をさらに取り入れることで、市民により質の高いサービスを提供するとともに、地域情報化にあたっては、誰もが安心して恩恵を享受できる情報化の推進が必要です。
- ・大規模災害などの発生時における各関係機関との情報通信の安定稼働のために、最新技術やサービスを研究し、高度なセキュリティを確保しながら災害に強いネットワーク（専用線網）を構築することが必要です。
- ・市政の情報発信の充実を図るとともに、シティプロモーションに取り組んできました。今後は、最新の技術やサービスを常に研究し、多様な媒体を利用した情報発信の充実に加え、SNSなどを市民との相互交流ツールとして活用していく必要があります。

### 【施策の方向性】

誰もが快適に情報やサービスを利用することができるようAI、クラウドなどの最新技術による効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、市民生活の向上、市民活動の推進のための情報発信の充実を図ります。

#### 1 情報化施策の推進

#### 2 市政に関する情報提供

### 【具体的施策】

#### 1 情報化施策の推進

##### ICTを活かした行政サービス・まちづくりの推進

取組主体：協働

「市町村官民データ活用推進計画」を踏まえた「亀岡市情報化推進計画」に基づき、人工知能（AI）、ビッグデータなどの新たなICTを積極的に取り入れ、市民サービスや行政事務をデジタル社会にふさわしいサービスにデザインするデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するとともに、産学官民の参加・協働による地域課題の解決や高度なICTの有効活用により、誰もが快適に情報やサービスを利用できるまちづくりを推進します。

##### 情報セキュリティの確保

取組主体：協働

従来の有線通信技術に加え、無線通信技術や次世代移動通信システムなど、最新技術の導入が進む中で有効かつ高度なセキュリティレベルを確保し、近年多発する大規模災害にも耐えうる堅牢なネットワーク（専用線網）の整備を目指します。

#### 2 市政に関する情報提供

##### 情報提供機会の充実

取組主体：協働

民間事業所などの協力を得ながら紙媒体、電子媒体を問わず、多様なライフスタイルに適合した形で市政情報を届けることができる体制づくりを推進します。

ホームページやＳＮＳの連携による情報発信とともに、新たな発信方法の調査・研究を推進します。

## 第1節 行政運営

---

### 【現状と取り組むべき課題】

---

- ・ 少子化・高齢化、人口減少により社会構造が変化する中、市民ニーズは年々多様化し、行政課題が複雑化しており、市民満足度の高い行政サービスを提供するためには、より効率的で市民に信頼される行政運営が求められ、行財政改革大綱に基づき取り組みを推進しています。
- ・ 本市では、昭和50年代に多くの公共施設を整備してきましたが、老朽化が進み改修や更新に多額の経費が見込まれることから、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で計画的に進めていく必要があります。
- ・ 時代の変化を的確に捉え、柔軟に行政課題に対応できる効率的かつ機動性の高い組織体制の構築と、人材の育成を進めていく必要があります。
- ・ 透明性・公平性の高い入札・契約制度や監査制度の充実と、市民との情報共有、情報公開の推進など行政運営への市民の信頼を高めていく必要があります。
- ・ 様々な取り組みにより機会の確保に努めてきた市民意見の取り入れについて、今後さらに充実させ、市政への市民意見の反映を通し、市政に対する参加意欲の向上を図る必要があります。

### 【施策の方向性】

---

行財政改革大綱に基づき、健全で効率的な行政運営のため、公共施設の最適化や民間との連携、先端技術を活用した行政事務の効率化を推進します。また多様化する行政課題に対応できる効率的で機動性の高い組織体制の構築を図り、意欲と専門性を持った職員の育成を進めます。さらに、情報の適正管理や市民との共有、入札等事務の透明性の確保を図り、質の高い行政事務を行うことで市民に信頼される行政運営を推進します。

- 1 健全で効率的な行政運営の推進
- 2 多様化する行政課題に対応できる組織改革と人材育成の推進
- 3 市民に信頼される行政運営の推進

### 【具体的施策】

#### 1 健全で効率的な行政運営の推進

##### 公共施設の最適化の推進

取組主体：行政

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設などの効果的な活用・再編と効率的な維持管理を推進します。

##### 民間との連携の推進

取組主体：協働

民間との連携によって民間のノウハウを活用した効果的・効率的な行政サービスの提供を図ります。

## **先端技術を活用した行政事務の効率化の推進**

取組主体：**協働**

A Iやロボテックスなど、先端技術を活用した業務改革の取組を推進するとともに、行政手続の電子化を推進し、市民の利便性向上と行政サービス水準の向上を図ります。

## **2 多様化する行政課題に対応できる組織改革と人材育成の推進**

### **効率的で機動性の高い組織づくりの推進**

取組主体：**行政**

市民の立場に寄り添い、多様化する行政課題に迅速に対応できる柔軟かつ機動的な組織体制の構築を推進します。

### **職員の意識改革と能力開発の推進**

取組主体：**行政**

研修制度と**外部人材の活用**を充実させることにより、様々な問題に挑戦をする意識と能力を持った職員を育成します。

### **トータル人事システムの運用**

取組主体：**行政**

能力、実績主義を基本とした透明で納得度の高い人事評価システムの充実、ジョブローテーションの実施、職員のチャレンジ意欲を尊重する人事異動などにより、仕事に取組む職員の意欲の高揚と公務能率の向上、意識改革を図ります。

## **3 市民に信頼される行政運営の推進**

### **情報公開の推進**

取組主体：**行政**

適正な公文書の作成と管理により、行政の透明性の向上と市民・行政の情報の共有化を図ることで、市民のまちづくりへの関心と参画を促すため、情報公開を推進します。

### **入札・契約の公平性、公正性及び透明性の確保**

取組主体：**行政**

指名委員会において、指名業者の受注状況などに応じた指名条件の審議を行うとともに、電子入札の実施により、公平・公正な入札・契約事務を行い、透明性の確保を推進します。

### **監査の適正執行**

取組主体：**行政**

毎年度監査計画を策定する際に、業務リスクを分析し、監査内容を精査することにより充実を図ります。

### **市政への市民参画の推進**

取組主体：**行政**

審議会などへの市民公募やパブリックコメントの実施など、まちづくりの方針決定過程における市民意見の募集・反映を推進します。

### **広聴機会の充実**

取組主体：**協働**

市長との懇談会や意見交換会などを柔軟な形で開催し、地域課題の解決や未来志向のまちづくりについて市民意見を把握する機会の充実を図ります。

### **市民意見に対する結果の公表の推進**

取組主体：**行政**

広聴事業などで得られた意見への回答と反映状況を公表し、行政への信頼性の確保と協働のまちづくりを推進します。

## 第2節 財政運営

### 【現状と取り組むべき課題】

- ・人口減少や少子化・高齢化社会では、生産年齢人口の減少により税収が減少する一方で、高齢化の進行による社会保障費の増加が見込まれ、多様化する市民ニーズに対応し得る財政状況を維持するためには、今後も既存事業の見直しや市債の発行額抑制を徹底するなどの取り組みが必要です。
- ・ふるさと納税制度を積極的に活用し、寄附者へのアピール、返礼品の充実に取り組むことで、寄附金を増額することができました。今後、全自治体が競合化していく中で、寄附先として本市が選ばれるように努めていく必要があります。
- ・活用見込みがない未利用市有地の処分・貸付を推進し、収入確保に努めています。処分可能財産の選定が必要となります。
- ・税金についての広報などや公平公正かつ効率的な賦課徴収による財源の確保に努めていますが、今後は専門知識の習得による分かりやすい窓口説明や「京都地方税機構」との連携によって事務の共同化を推進し、情報ツールの活用により事務の効率化を図る必要があります。
- ・納期内納付推進のための納付チャンネルの拡大に努め、コンビニ収納などの整備ができました。今後も納付環境の整備を行い、収納率の維持に努めます。

### 【施策の方向性】

既存事業の更なる見直しや市債発行額の抑制、受益者負担の適正化、ふるさと納税制度の活用、公有財産の有効活用などにより、持続可能な財政運営を推進します。また、公平・適正な市税の賦課による健全財政の維持及び収納率の維持による税収確保に努めます。

#### 1 持続可能な財政運営

#### 2 円滑な課税・徴収の推進

### 【具体的施策】

#### 1 持続可能な財政運営

##### 既存事業の見直しの推進

取組主体：行政

市債発行額の抑制や経常的な経費の節減、新たな事業を始める際には既存事業を見直すなど、効率的な事業実施を徹底することで、持続可能な財政運営を推進します。

##### 財源の確保

取組主体：行政

行財政改革大綱及び中期的な財政見通しに基づき、自主財源の確保や補助制度の積極的な活用、受益者負担の適正化などを推進します。

### ふるさと納税制度の積極的活用

取組主体：協働

事業者と連携しながら、魅力ある返礼品の開発に取り組むとともに、ポータルサイト掲載内容を充実し、寄附の増額及び返礼品発注機会の増加を図ることで、特産品振興、地域経済の活性化にもつなげます。

### 財政状況の公表の推進

取組主体：行政

財政状況への市民理解を深めるため、予算や決算などの財政情報についてわかりやすい広報を推進します。

### 公有財産の有効活用

取組主体：行政

庁内関係課の連携により処分可能財産の選定を進めるとともに、処分・活用に際しては、市民や関係機関などへの情報提供に努めます。

## 2 円滑な課税・徴収の推進

### 広報啓発活動、学習機会の充実

取組主体：行政

市民への租税教室の開催、広報への掲載、職員の自己学習や研修への参加を推進します。

### 公平、適正な賦課の推進

取組主体：行政

市民税・固定資産税課税対象を適正に把握するとともに、「京都地方税機構」との連携やシステム活用による効率化への取り組みに努めます。

### 収納率の維持

取組主体：行政

納付環境の整備、納期限の周知、「京都地方税機構」との連携により収納率の維持に努めます。

## 第3節 広域連携

---

### 【現状と取り組むべき課題】

---

- ・南丹地域2市1町（亀岡市・南丹市・京丹波町）で、医療・消防・税など事務事業の広域化を図っていますが、人口減少社会の中で、住民サービスの維持・向上と効率的な行財政運営を推進するためには、互いの公共施設などを相互に利活用するなど新たな連携の取り組みを推進する必要があります。
  - ・近隣市町などと緊密な連携のもと、本市の独自性を保ちながら、生活に関わりの深い分野について事務事業の共同化などを進めることが必要です。
  - ・国・府等関係機関及び市域を接する京都市をはじめとする近隣都市との連携強化により、広域的事業の推進や国・府事業の効果的な活用を図ることが必要です。
- 

### 【施策の方向性】

---

「京都丹波」を構成する南丹市・京丹波町を始めとする近隣市町及び国・府との緊密な連携や役割分担のもと、地域の共通課題の解決や効率的な事業の推進に向け取り組みます。

#### 1 広域連携の推進

### 【具体的施策】

#### 1 広域連携の推進

---

##### 公共施設などの広域利用の推進

取組主体：**協働**

住民の利便性向上及び行政コストの節減を図るため、各市町の公共施設などを相互に利用できる仕組みづくりを進めます。

##### 事務事業の共同処理の推進

取組主体：**協働**

安定した住民サービスを効率的に提供するために、市民生活に関わりの深い福祉、防災、産業、交通などに係る事務事業の共同処理を推進します。

##### 国・府等との連携

取組主体：**協働**

国・府等との緊密な連携強化により、各種広域事業などの効果的な推進・活用を図ります。